【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 平成26年2月10日提出

【発行者名】 新光投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 後藤 修一

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【事務連絡者氏名】髙畠 泰之【電話番号】03-3277-1823

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 日本債券ファンド 信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 継続募集額(平成26年2月11日から平成27年2月10日まで)

信託受益証券の金額】 3兆円を上限とします。 【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

日本債券ファンド

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

- (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】
 - (イ)追加型株式投資信託(契約型)の受益権です。
 - (ロ) 当初元本は1口当たり1円です。
 - (ハ)新光投信株式会社(以下「委託者」といいます。)の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

3兆円を上限とします。

- (4)【発行(売出)価格】
 - (イ)発行価格は、取得申込受付日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を そのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入 れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

(ロ)基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時です。)

インターネットホームページ

http://www.shinkotoushin.co.jp/

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

(5)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(6)【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース(「分配金受取コース」)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(「分配金再投資コース」)の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク フリーダイヤル 0120-104-694 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時です。)

インターネットホームページ

http://www.shinkotoushin.co.jp/

(7)【申込期間】

平成26年 2月11日から平成27年 2月10日までです。 なお、申込期間は原則として更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所(販売会社)については、下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時です。)

インターネットホームページ

http://www.shinkotoushin.co.jp/

(9)【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、委託者の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社(以下「受託者」といいます。)の指定するファンドの口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

(イ)申込証拠金ありません。

(ロ)日本以外の地域における発行 ありません。

EDINET提出書類 新光投信株式会社(E12432) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(八)振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」 に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとしま す。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信/国内/債券/インデックス型に属し、主としてわが国の公社 債に実質的に投資し、「NOMURA - BPI総合」の動きに連動する投資成果を目標として運用を行 います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株 式債 券	インデックス型
	海外	不動産投信	
追加型	内外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託
	財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実
	質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実
	質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指
	す旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資產 決算頻度 投資対象地域	投資形態	対象インデックス
--------------------	------	----------

				, 有価証券届出書(内国
株式一般	年1回	グローバル		
放 大型株	年2回	日本		
中小型株			ファミリーファンド	日経225
	年4回	北米		
債券				
一般	年6回	区外州		
公債	(隔月)			TOPIX
社債		アジア		
その他債券	年12回		ファンド・オブ・ファンズ	
クレジット属性	(毎月)	オセアニア		
()				その他
	日々	中南米		(NOMURA - BPI総合)
不動産投信				
2.0/4.次文	その他	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券	()			
(債券 一般))		中近東(中東)		
資産複合		エマージング		
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				
()		ラハナ畑サロナー		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の定義

### TI	
その他資産(投資信託証	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券 一般に投資を行います。
券(債券 一般))	
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの
	をいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資
	産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファ
	ンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをい
	う。
その他の指数	日経225、TOPIXにあてはまらない全てのものをいう。
(NOMURA - BPI総合)	(対象インデックスはNOMURA - BPI総合とする。)

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性 区分表」の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と、収益の源泉となる資産を示す「商品 分類表」の投資対象資産(債券)とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

ファンドの仕組み

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド(当ファンド) としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



※ベビーファンド(当ファンド)でわが国の公社債などを直接組み入れる場合があります。

- b.ファンドの特色
- 1.新光日本債券インデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)を通じて、主としてわが国の公社債に投資します。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

2.NOMURA - BPI総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

NOMURA - BPI総合は、日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された野村證券株式会社算出の投資収益指数です。当指数は、一定の組入基準に基づいて構成されたポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。

NOMURA - BPI総合は野村證券株式会社が公表している指数です。NOMURA - BPIに関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果などに関して一切責任を負うものではありません。

3.公社債の実質組入比率については、原則として高位を保ちます。

当ファンドの資金動向、市場動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

	株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下と
株式への投資割合	し、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債
	の新株予約権に限ります。)の行使により取得したものに限ります。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

原則として、年1回(毎年11月10日。休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

分配金額は、基準価額水準、市況動向などを勘案し、決定します。ただし、分配対象額が少額 の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

c . 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

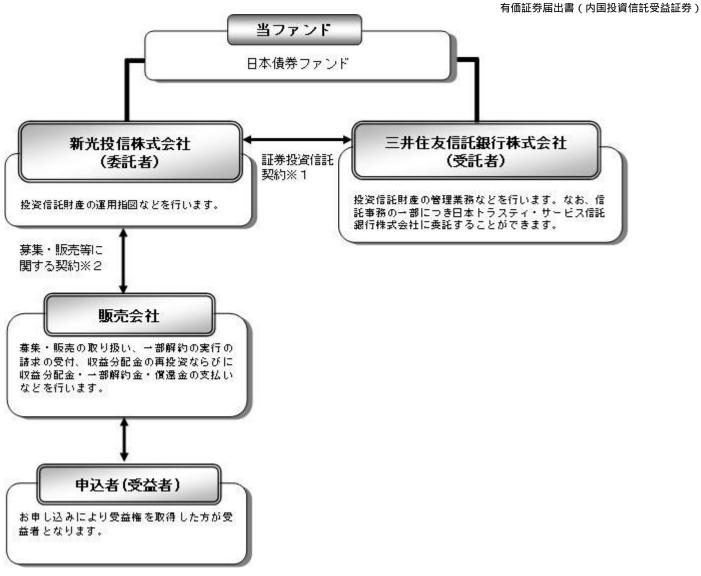
委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

平成22年 1 月15日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出 平成22年 2 月16日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

a.ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約(投資信託約款)」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b . 委託会社の概況

(イ)資本金の額(平成25年12月末現在)

資本金の額 45億2,430万円 会社が発行する株式総数 3,000,000株 発行済株式総数 1,823,250株

(口)委託会社の沿革

昭和36年6月 大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得

昭和44年10月 新和光投信委託株式会社に社名変更

昭和61年11月 有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可

平成8年8月 投資顧問業者の登録

平成8年12月 投資一任契約にかかる業務の認可

平成9年11月 投資信託の直接販売業務の認可

平成10年12月 証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ

なし認可

平成12年4月 太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(八)大株主の状況

(平成25年12月末現在)

株 主 名	住所	持 株 数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	182,115	9.98
株式会社みずほ証券リサーチ&	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52
コンサルティング			

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a . 基本方針

当ファンドは、NOMURA - BPI総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

b. 運用の方法

(イ)主要投資対象

新光日本債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、公社 債等に直接投資する場合があります。

(口)投資態度

主として新光日本債券インデックスマザーファンド受益証券に投資し、NOMURA - BPI総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

公社債の実質組入比率については、原則として高位を保ちます。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した 場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(八)主な投資制限

株式への実質投資割合は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

マザーファンドの運用方針

新光日本債券インデックスマザーファンド

1.基本方針

この投資信託は、NOMURA - BPI総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行いま

す。

2. 運用方法

(1)投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA - BPI総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

公社債の組入比率については、原則として高位を保ちます。

ただし、ファンドの資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

株式への投資割合は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託 財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。 平成26年 2月10日現在、「新光日本債券インデックスマザーファンド」を投資対象とす る、当ファンド以外のベビーファンドは以下のとおりです。

ファンド名
新光7資産バランスファンド
新光日本債券インデックスVA
新光日本債券インデックスファンド(DC年金)
新光世界バランスファンド35 V A (適格機関投資家私募)
新光ワールドバランスファンド V A (適格機関投資家私募)
新光世界バランス35 V A T (適格機関投資家私募)
ワールドバランスファンド30 V A (適格機関投資家私募)
ワールドバランスファンド30VA2(適格機関投資家私募)
グローバル・ナビ

(2)【投資対象】

a.投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

口.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい

EDINET提出書類 新光投信株式会社(E12432) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- い、約款に定めるものに限ります。)
- 八. 金銭債権
- 二.約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ.為替手形
- b. 有価証券および金融商品の指図範囲等
- (イ)委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された新光日本債券インデックスマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。
 - 1.国債証券
 - 2. 地方債証券
 - 3 . 特別の法律により法人の発行する債券
 - 4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。 新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社 債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこ とをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号お よび第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」とい います。以下同じ。)に限ります。)
 - 5.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 6. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券
 - 7. コマーシャル・ペーパー
 - 8.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 9.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 10.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第 11号で定めるものをいいます。)
 - 11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいい ます。)
 - 12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 13.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行 信託の受益証券に限ります。)
 - 14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発 行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 - なお、第6号の証券および第8号の証券または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第10号の証券のうち投資法人債券ならびに第11号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号および第10号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- (口)委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融

商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- (ハ)上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への 対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げ る金融商品により運用することの指図ができます。

c . 先物

- (イ)委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- (ロ)委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならび に外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指 図をすることができます。

d . スワップ

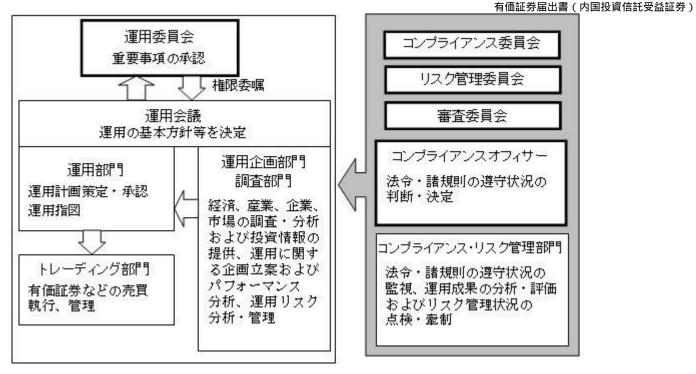
- (イ)委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動 リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条 件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をする ことができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (八)スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二)上記(八)において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産 総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて 得た額をいいます。
- (ホ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額 で評価するものとします。
- (へ)委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたと きは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

e . 金利先渡取引

- (イ)委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動 リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (八)金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二)上記(八)においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額 で評価するものとします。
- (へ)委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたと きは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(3)【運用体制】

a.ファンドの運用体制



上記は平成26年 2月10日現在のものであり、今後変更になることがあります。

PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体(運用部門、運用企画部門、調査部門)で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

DO

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

SEE

- ・コンプライアンス・リスク管理部門 (20名程度) は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行い ます。
- ・コンプライアンス・リスク管理部門およびコンプライアンスオフィサー(1名)は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

<受託者に対する管理体制>

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を 総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け 取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規

があります。

(4)【分配方針】

- a. 収益分配は年1回、原則として、11月10日(該当日が休業日の場合は翌営業日。)の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。
 - 1.分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - 2.分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、分配対象額が 少額の場合には、分配を行わないことがあります。
 - 3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- b.投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1.配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を 控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報 酬にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を 控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあ てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、 信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあ るときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。 なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c . 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- d.「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して 5 営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5)【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a . 株式への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の 純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、株式は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予 約権に限ります。)の行使により取得したものに限ります。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

b.投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、当該投資信託証券のうち取引所金融商品市場(金融商品取引法第2条第17項に規定する金融商品市場をいいます。)または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売

却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券の時価総額については、合計額の計算においてこれを算入しません。

- c . 同一銘柄への投資割合
- (イ)委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- d . 外貨建資産への投資割合 外貨建資産への投資は行いません。
- e . 投資する株式の範囲

委託者が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- f . 有価証券の貸し付けの指図および範囲
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。
 - 1.株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信 託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ)上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その 超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図 を行うものとします。
- g. 公社債の空売りの指図範囲
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、 当該売り付けの決済については、公社債(投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- (八)投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売り付けにかかる公社債の時価 総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、 その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- h.公社債の借り入れ
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をする ことができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた ときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総

額の範囲内とします。

- (八)投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価 総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、 その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしま す。
- (二)借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。
- i. 資金の借り入れ
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (八)収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

i . 利害関係人等との取引等

- (イ)受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- (ロ)受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- (八)委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- (二)上記(イ)(口)(八)の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条 第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。 法令に定める投資制限

a.同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

3【投資リスク】

(1)ファンドのもつリスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に、マザーファンドを通じてまたは直接投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

a. 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b.信用リスク

信用リスクとは、当ファンドがマザーファンドを通じて、または直接投資する公社債および短期金融商品の信用力の変化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなる(債務不履行)リスクをいいます。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落し、その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c.流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドが売買しようとする有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d.他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド (ベビーファンド)において、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買 手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額 が下落する可能性があります。

e . 基準価額とNOMURA - BPI総合とのかい離

当ファンドは、NOMURA - BPI総合の動きとの連動を目指して運用を行いますが、当ファンドの基準価額の値動きとNOMURA - BPI総合の動向との間に、かい離が生じることがあります。これは主に次の要因によるものです。

・信託報酬などの管理費用、取引コストなどの負担。

EDINET提出書類 新光投信株式会社(E12432)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・NOMURA BPI総合の構成銘柄と、当ファンドの組入銘柄とが同一ではないこと。
- ・NOMURA BPI総合を算出する際の評価価格と、当ファンドの基準価額を算出する際の評価価格との差。
- ・NOMURA BPI総合を算出する際の評価価格と、当ファンドにおける公社債の売買時の約定価格との差。
- ・解約対応の資金準備や、投資対象の取引単位によって意図せざる余剰資金が生じるなどの要因で、組入比率が100%とはならないこと。
- f.投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点
- (イ)当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- (ロ)法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (八)投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資 信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定 運用に切り替えることがあります。
- (二)短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入 有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場 合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ホ)証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。
- (へ)投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2)リスク管理体制

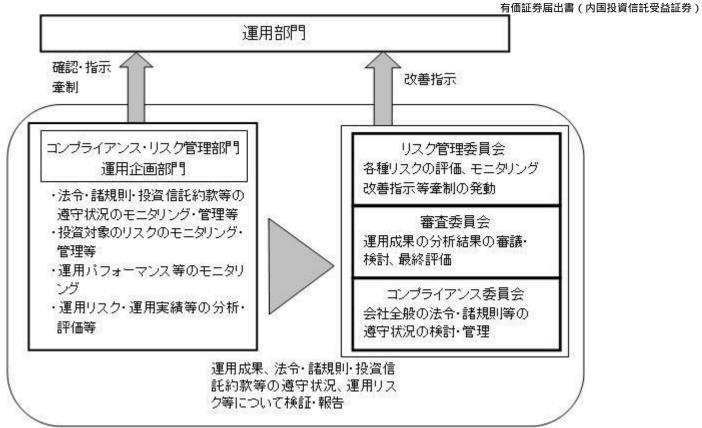
パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討して

その評価を行います。

運用リスクの管理: 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理

の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要

に応じ運用部門へ改善指示を行います。



上記は平成26年 2月10日現在のものであり、今後変更になることがあります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金(解約)手数料】

ご解約時の手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に以下で計算される信託 報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬(年率・税抜)=年換算収益率(%) ×0.12+0.00245

(ただし信託報酬の下限は年率0.25725%^{*1}(税抜0.245%)、上限は年率1.20225%^{*2}(税 抜1.145%)

当該計算日までの3ヵ月間の基準価額(分配金を含みます。)の年換算収益率 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資 信託財産から支払われます。

<信託報酬の配分>

信託報酬 (対純資産総額・年率・税抜)	0.245%(下限値)~1.145%(上限値)
委託者	0.08%(税抜)~0.44%(税抜)
販売会社	0.12%(税抜)~0.66%(税抜)

受託者 0.045% (税抜)

- *1消費税率が8%となった場合には、年率0.2646%となります。
- *2 消費税率が8%となった場合には、年率1.2366%となります。

(4)【その他の手数料等】

- a.投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b.投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c.証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外国での資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。
- d.「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

- a . 個人の受益者の場合
- (イ)収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用はありません。)・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です。

(ロ)一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益(解約価額または償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した額)については、譲渡所得とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です。

(ハ)損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失(譲渡損)は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限ります。)から差し引くこと(損益通算)ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益(譲渡益)は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座(源泉徴収あり)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行う ことが可能です(申告不要)。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

< 少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」をご利用の場合>

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。 NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託な どから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳 しくは、販売会社にお問い合わせください。

b . 法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。 なお、益金不算入制度は適用されません。

- c . 個別元本について
- (イ)追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- (ロ)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加 信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (八)受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- (二)受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、「d.収益分配金の課税について」をご参照ください。)
- d . 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金) に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「(5) 課税上の取扱い」の内容が変更される場合があり

ます。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めしま す。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

日本債券ファンド

(平成25年12月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	394,974,669	99.81
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		721,180	0.18
純資産総額		395,695,849	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(参考)新光日本債券インデックスマザーファンド

(平成25年12月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)	
国債証券	日本	14,068,903,200	79.54	
地方債証券	日本	1,279,869,300	7.23	
特殊債券	日本	1,436,589,400	8.12	
社債券	日本	837,660,000	4.73	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		63,262,545	0.35	
純資産総額		17,686,284,445	100.00	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

日本債券ファンド

イ.評価額上位銘柄明細

(平成25年12月30日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	新光日本債券インデックスマザー ファンド	339,441,964	1.1695	396,977,377	1.1636	394,974,669	99.81

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

口.種類別投資比率

(平成25年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.81
合計	99.81

(参考)新光日本債券インデックスマザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

(平成25年12月30日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第89回利付国 債(5年)	310,000,000	100.50	311,559,300	100.44	311,388,800	0.4000	2015.06.20	1.76
2	日本	国債証券	第303回利付 国債(10年)	240,000,000	106.72	256,147,200	106.19	254,868,000	1.4000	2019.09.20	1.44
3	日本	国債証券	第269回利付 国債(10年)	250,000,000	101.63	254,087,500	101.45	253,647,500	1.3000	2015.03.20	1.43
4	日本	国債証券	第92回利付国 債(5年)	250,000,000	100.37	250,939,000	100.34	250,870,000	0.3000	2015.09.20	1.41
5	日本	国債証券	第 2 7 3 回利付 国債 (1 0 年)	240,000,000	102.60	246,256,800	102.38	245,726,400	1.5000	2015.09.20	1.38
6	日本	国債証券	第306回利付 国債(10年)	230,000,000	107.01	246,141,400	106.36	244,646,400	1.4000	2020.03.20	1.38
7	日本	国債証券	第 1 1 2 回利付 国債 (5 年)	240,000,000	100.95	242,296,800	100.83	242,008,800	0.4000	2018.06.20	1.36
8	日本	国債証券	第 3 1 5 回利付 国債 (1 0 年)	230,000,000	105.81	243,380,100	104.83	241,129,700	1.2000	2021.06.20	1.36
9	日本	国債証券	第323回利付 国債(10年)	230,000,000	103.42	237,878,600	102.24	235,170,400	0.9000	2022.06.20	1.32
10	日本	国債証券	第308回利付 国債(10年)	220,000,000	106.50	234,313,200	105.79	232,740,200	1.3000	2020.06.20	1.31
11	日本	国債証券	第 3 1 3 回利付 国債 (1 0 年)	220,000,000	106.53	234,382,000	105.55	232,225,400	1.3000	2021.03.20	1.31
12	日本	国債証券	第290回利付 国債(10年)	220,000,000	105.28	231,629,200	105.03	231,083,600	1.4000	2018.03.20	1.30
13	日本	国債証券	第270回利付 国債(10年)	210,000,000	101.93	214,059,300	101.75	213,677,100	1.3000	2015.06.20	1.20
14	日本	国債証券	第88回利付国 債(5年)	200,000,000	100.55	201,116,000	100.49	200,992,000	0.5000	2015.03.20	1.13
15	日本	国債証券	第280回利付 国債(10年)	190,000,000	104.64	198,816,000	104.38	198,331,500	1.9000	2016.06.20	1.12
16	日本	国債証券	第 9 7 回利付国 債 (5 年)	190,000,000	100.75	191,426,900	100.72	191,368,000	0.4000	2016.06.20	1.08
17	日本	国債証券	第114回利付 国債(5年)	190,000,000	100.52	191,002,000	100.34	190,661,200	0.3000	2018.09.20	1.07
18	日本	国債証券	第 3 1 2 回利付 国債 (1 0 年)	180,000,000	105.85	190,532,800	105.01	189,034,200	1.2000	2020.12.20	1.06
19	日本	国債証券	第284回利付 国債(10年)	170,000,000	104.86	178,266,900	104.63	177,871,000	1.7000	2016.12.20	1.00
20	日本	国債証券	第101回利付 国債(5年)	170,000,000	100.83	171,417,800	100.80	171,373,600	0.4000	2016.12.20	0.96

								刀曲叫目	1 (四四汉)	2 10 D L
21	日本	 第93回利付国 債(5年)	170,000,000	100.85	171,451,700	100.78	171,339,600	0.5000	2015.12.20	0.96
22	日本	第 9 1 回利付国 債 (5 年)	170,000,000	100.57	170,974,100	100.51	170,880,600	0.4000	2015.09.20	0.96
23	日本	第105回利付 国債(5年)	170,000,000	100.17	170,304,300	100.17	170,290,700	0.2000	2017.06.20	0.96
24	日本	第285回利付 国債(10年)	160,000,000	105.21	168,344,000	104.99	167,996,800	1.7000	2017.03.20	0.94
25	日本	第310回利付 国債(10年)	160,000,000	104.48	167,182,400	103.78	166,048,000	1.0000	2020.09.20	0.93
26	日本	 第 3 1 8 回利付 国債 (1 0 年)	160,000,000	104.32	166,926,400	103.32	165,318,400	1.0000	2021.09.20	0.93
27	日本	第276回利付 国債(10年)	160,000,000	103.16	165,067,200	102.93	164,688,000	1.6000	2015.12.20	0.93
28	日本	 第 3 2 5 回利付 国債 (1 0 年)	160,000,000	102.44	163,912,000	101.31	162,108,800	0.8000	2022.09.20	0.91
29	日本	第103回利付 国債(5年)	160,000,000	100.53	160,852,800	100.52	160,840,000	0.3000	2017.03.20	0.90
30	日本	 第277回利付 国債(10年)	150,000,000	103.51	155,269,500	103.28	154,932,000	1.6000	2016.03.20	0.87

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

口.種類別投資比率

(平成25年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	79.54
地方債証券	7.23
特殊債券	8.12
社債券	4.73
合計	99.64

【投資不動産物件】

日本債券ファンド 該当事項はありません。

(参考)新光日本債券インデックスマザーファンド 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

日本債券ファンド

該当事項はありません。

(参考)新光日本債券インデックスマザーファンド

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

日本債券ファンド

	期別	純資産総	額(円)	1口当たり純貧	資産額(円)
אות.		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末	(平成22年11月10日)	53,971,436	54,397,637	1.0131	1.0211
第2計算期間末	(平成23年11月10日)	152,842,493	153,443,497	1.0172	1.0212
第3計算期間末	(平成24年11月12日)	308,130,232	309,924,612	1.0303	1.0363
第4計算期間末	(平成25年11月11日)	405,311,195	407,647,720	1.0408	1.0468
	平成24年12月末日	306,699,747		1.0267	
	平成25年 1月末日	315,134,656		1.0295	
	2月末日	318,368,257		1.0373	
	3月末日	293,341,871		1.0479	
	4月末日	326,916,356		1.0418	
	5月末日	345,706,288		1.0292	
	6月末日	350,576,697		1.0297	
	7月末日	385,964,427		1.0323	
	8月末日	392,501,803		1.0362	
	9月末日	395,104,253		1.0409	
	10月末日	397,923,305		1.0459	
	11月末日	406,622,743		1.0400	
	12月末日	395,695,849		1.0343	

【分配の推移】

日本債券ファンド

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	平成22年 2月16日~平成22年11月10日	0.0080
第2計算期間	平成22年11月11日~平成23年11月10日	0.0040
第3計算期間	平成23年11月11日~平成24年11月12日	0.0060
第4計算期間	平成24年11月13日~平成25年11月11日	0.0060

【収益率の推移】

日本債券ファンド

期	計算期間	収益率(%)
第1計算期間	平成22年 2月16日~平成22年11月10日	2.1
第2計算期間	平成22年11月11日~平成23年11月10日	0.8
第3計算期間	平成23年11月11日~平成24年11月12日	1.9
第4計算期間	平成24年11月13日~平成25年11月11日	1.6

(注)収益率は各計算期間における騰落率を表示しており、当該計算期間の分配金額を加算して計算しています。

(4)【設定及び解約の実績】

日本債券ファンド

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1計算期間	平成22年 2月16日~平成22年11月10日	54,675,246	1,400,000
第2計算期間	平成22年11月11日~平成23年11月10日	108,109,644	11,133,738
第3計算期間	平成23年11月11日~平成24年11月12日	167,980,807	19,168,546
第4計算期間	平成24年11月13日~平成25年11月11日	160,983,969	70,626,482

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

日本債券ファンド 運用実績

2013年12月30日現在

<基準価額・純資産の推移> (2010年2月16日~2013年12月30日)



<分配の推移>

2013年11月	60円
2012年11月	60円
2011年11月	40円
2010年11月	80円
	9
設定来累計	240円

※分配は1万口当たり・規引前の金額です。 を分配の推移は、将来の分配の水準を示聴・保証 するものではありません。分配が行われない場合 もあります。

今基準価額は1万口当たり・信託報酬投訴後の価額です。接金時の費用・税金などは考慮していません。
か基準価額(分配金再投資)は、現引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
タベンチマークはNOMURA - EPD配合です。当ファンドの設定時を10,000として掲載化しています。
中設定時から10年以上報道した場合は、直近10年分を記載しています。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
债券现物	99.46%
その他資産	0.54%
승하	100.00%

むマザーファンドの保有口数に基づき計算した実質組入比率を記載しています。

債券種別配分(新光日本債券インデックスマザーファンド)

債券種別	純資産比率
国債証券	79.54%
地方債証券	7.23%
特殊債券	8.12%
社債券	4.73%
転換社債券	30000
その他債券	
승함	99.64%

か純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入上位10畝賃(新光日本信義インデックスマザーファンド)

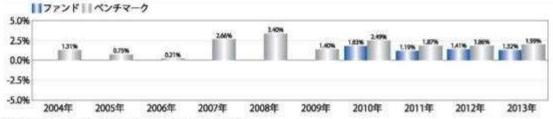
銘柄名	情遠日	利率	純資産比率
第89回利付国債(5年)	2015/06/20	0.400%	1.76%
第303回利付国債(10年)	2019/09/20	1.400%	1.44%
第269回利付国債(10年)	2015/03/20	1.300%	1.44% 1.43%
第92回利付国債(5年)	2015/09/20	0.300%	1.41%
第273回利付国債(10年)	2015/09/20	1.500%	1.38%
第306回利付国值(10年)	2020/03/20	1.400%	1.38%
第112回利付国債(5年)	2018/06/20	0.400%	1.36%
第315回利付国債(10年)	2021/06/20	1.200%	1.36%
第323回利付国債(10年)	2022/06/20	0.900%	1.32%
第308回利付国債(10年)	2020/06/20	1.300%	1.31%

☆純資産比率は、マザーファンドの純資産税額に付する比率です。

組入銘柄数:198銘柄

<年間収益率の推移>





◆当ファンドの収益率は、利引前の分配会を無純に会算して計算しています。 なペンチャークはNOMURA - BPI総会です。 が当ファンドの設定前年までについては、ペンチャークの収益率のみ記載しています。 ◆2010年については、当ファンド・ペンチャークともに、当ファンドの設定時から12月末までの収益率を記載しています。

+当ベージの図表は過去の実績を示したものであり、形来の成果を示唆・保証するものではありません。 ・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計標の数値が一致しない場合があります。 ・最新の運用実績は、表紙に記載する姿託会社のホームページなどでご確認いただけます。

5

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(イ)取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社 ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で購入することができます。ただし、 「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

- (ロ)「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「日本債券ファンド自動継続投資約款」(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約 (以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。
- (八)取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金(解約)手続等】

- 一部解約(解約請求によるご解約)
- (イ)受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会 社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

- (ロ)受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行う ものとします。
- (八)委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約 します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記 載または記録が行われます。
- (二)一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。
 - 一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税(法人の受益者の場合は所得税のみ)に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ (http://www.shinkotoushin.co.jp/)または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

- (ホ)一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から 販売会社において受益者に支払われます。
- (へ)委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の 実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取

り消すことができます。

(ト)上記(へ)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(二)の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク フリーダイヤル 0120-104-694 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時です。) インターネットホームページ

http://www.shinkotoushin.co.jp/

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
親投資信託	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
受益証券	
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評
	価
	日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
	金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を
	除く。)
	価格情報会社の提供する価額

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成31年11月11日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受 託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年11月11日から翌年11月10日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

- a . 信託の終了(投資信託契約の解約)
- (イ)委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃の場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託者は、上記(イ)の事項について、下記「c.書面決議の手続き」の規定にしたがいます。
- (八)委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (二)委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c.書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ホ)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b.投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- b . 投資信託約款の変更等
- (イ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託者は、上記(イ)の事項(投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大な ものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいま す。)について、下記「c.書面決議の手続き」の規定にしたがいます。
- (八)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)および(ロ)の規定にしたがいます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c . 書面決議の手続き

- (イ)委託者は、上記「a.信託の終了(投資信託契約の解約)」(イ)について、または「b.投資信託約款の変更等」(イ)の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ロ)上記(イ)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ハ)上記(イ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (二)重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対して その効力を生じます。
- (ホ)上記(イ)から(二)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(イ)から(八)までに規定する当ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- (へ)上記(イ)から(ホ)の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d . 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または上記「b.投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記「c.書面決議の手続き」で規定する書面に記載します。

e . 運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

f . 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g . 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約 に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この 投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

h . 信託事務処理の再信託

- (イ)受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- (ロ)上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託に ついては、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
- i . 信託業務の委託等
- (イ)受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1.委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- (ロ)受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各 号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1.投資信託財産の保存にかかる業務
 - 2.投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業 務
 - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のため に必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- i.他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容
- k.関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a . 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、 その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

EDINET提出書類 新光投信株式会社(E12432) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

b . 一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から 受益者に支払います。

c . 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日まで)に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間(平成24年 11月13日から平成25年11月11日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監 査を受けております。

1【財務諸表】

【日本債券ファンド】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

		(十四・13)
	第3期 平成24年11月12日現在	第4期 平成25年11月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,697,669	4,190,417
親投資信託受益証券	307,150,777	404,425,015
未収入金	-	400,000
未収利息	6	5
流動資産合計	310,848,452	409,015,437
資産合計	310,848,452	409,015,437
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,794,380	2,336,525
未払解約金	151,796	378,626
未払受託者報酬	68,474	88,704
未払委託者報酬	700,497	896,827
その他未払費用	3,073	3,560
流動負債合計	2,718,220	3,704,242
負債合計	2,718,220	3,704,242
純資産の部		
元本等		
元本	299,063,413	389,420,900
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	9,066,819	15,890,295
(分配準備積立金)	5,799,918	10,341,983
元本等合計	308,130,232	405,311,195
純資産合計	308,130,232	405,311,195
負債純資産合計	310,848,452	409,015,437

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

				(羊瓜・口)
	自至	第3期 平成23年11月11日 平成24年11月12日	自 至	第4期 平成24年11月13日 平成25年11月11日
営業収益				
受取利息		351		550
有価証券売買等損益		5,542,022		8,024,238
営業収益合計		5,542,373		8,024,788
営業費用				
受託者報酬		112,957		161,261
委託者報酬		1,061,505		1,731,293
その他費用		4,773		7,117
営業費用合計		1,179,235		1,899,671
営業利益		4,363,138		6,125,117
経常利益		4,363,138		6,125,117
当期純利益		4,363,138		6,125,117
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		168,152		413,136
期首剰余金又は期首欠損金()		2,591,341		9,066,819
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,453,415		5,620,345
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		4,453,415		5,620,345
剰余金減少額又は欠損金増加額		378,543		2,172,325
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		378,543		2,172,325
分配金		1,794,380		2,336,525
期末剰余金又は期末欠損金()		9,066,819		15,890,295

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第4期
区分	自 平成24年11月13日
	至 平成25年11月11日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しておりま
	す。
2.その他財務諸表作成のための基本と	計算期間に関する事項
なる重要な事項	前計算期間終了日及び当計算期間終了日に該当する日が休業日のため、当計算期間
	は平成24年11月13日から平成25年11月11日までとなっております。

(追加情報)

第3期	第4期
自 平成23年11月11日	自 平成24年11月13日
至 平成24年11月12日	至 平成25年11月11日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」 (企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しており	
ます。	

(貸借対照表に関する注記)

_				
	第3期		第4期	
	平成24年11月12日現在		平成25年11月11日現在	
1 .	計算期間末日における受益権の総数		1. 計算期間末日における受益権の総数	
		299,063,413□		389,420,900□
2 .	2. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額		2. 計算期間末日における1単位当たりの約	屯資産の額
	1口当たり純資産額	1.0303円	1口当たり純資産額	1.0408円
	(1万口当たり純資産額)	(10,303円)	(1万口当たり純資産額)	(10,408円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第3期	第4期
区分	自 平成23年11月11日	自 平成24年11月13日
	至 平成24年11月12日	至 平成25年11月11日

		有叫此分曲山音(內国权貝店司
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益
	(2,733,410円)、費用控除後、繰越欠損金補	(3,464,593円)、費用控除後、繰越欠損金補
	填後の有価証券売買等損益(1,461,576円)、	填後の有価証券売買等損益(2,247,388円)、
	信託約款に定める収益調整金(5,061,281円)	信託約款に定める収益調整金(7,884,837円)
	及び分配準備積立金(1,604,932円)より分配	及び分配準備積立金(4,630,002円)より分配
	対象収益は10,861,199円(1万口当たり363.15	対象収益は18,226,820円(1万口当たり468.02
	円)であり、うち1,794,380円(1万口当たり	円)であり、うち2,336,525円(1万口当たり
	60円)を分配しております。	60円)を分配しております。

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

	第3期	第4期
区分		自 平成24年11月13日
	至 平成24年11月12日	至 平成25年11月11日
	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
	有価証券、コール・ローン等の金銭債権 及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、 親投資信託受益証券であり、金利変動リ スク等の市場リスク、信用リスク及び流 動性リスクを有しております。	同左
	また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較すること等により分析しております。 信用リスク組入を付けるの他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 に信用リスク組入の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 に信用リスクに関係しております。 は続いたでは、流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク市場の変動率とファンドの基準価額の変

4.金融商品の時価等に関する事項につ 市場価額がない、又は市場価格を時価と 見なせない場合には、経営者により合理 的に算定された価額で評価する場合があ ります。

金融商品の時価等に関する事項

第3期	第4期
平成24年11月12日現在	平成25年11月11日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1.貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価され	同左
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
h_{\circ}	
2.時価の算定方法	2 .時価の算定方法
親投資信託受益証券	同左
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に	
近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま	
ं	

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期	第4期
自 平成23年11月11日	自 平成24年11月13日
至 平成24年11月12日	至 平成25年11月11日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

区分	第3期 平成24年11月12日現在	第4期 平成25年11月11日現在
期首元本額	150,251,152円	299,063,413円
期中追加設定元本額	167,980,807円	160,983,969円
期中一部解約元本額	19,168,546円	70,626,482円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第3期 平成24年11月12日現在	第4期 平成25年11月11日現在
个里 米只	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)

親投資信託受益証券	5,552,371	7,847,206
合計	5,552,371	7,847,206

3 デリバティブ取引等関係 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	新光日本債券インデックスマザーファンド	345,691,953	404,425,015	
	合計	345,691,953	404,425,015	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「新光日本債券インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借 対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

新光日本債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

<u>(単位:円)</u>

平成24年11月12日現在

平成25年11月11日現在

	平成24年11月12日現在	平成25年11月11日現在
コール・ローン	14,404,187	15,986,664
国債証券	12,428,348,700	13,939,536,500
地方債証券	1,133,083,800	1,286,812,800
特殊債券	1,376,014,700	1,462,938,700
社債券	842,410,000	840,760,000
未収利息	56,319,833	57,444,968
前払費用	1,220,535	949,682
流動資産合計	15,851,801,755	17,604,429,314
資産合計	15,851,801,755	17,604,429,314
負債の部		
流動負債		
未払解約金	<u> </u>	590,000
流動負債合計	<u> </u>	590,000
負債合計		590,000
純資産の部		
元本等		
元本	13,842,926,594	15,047,689,184
剰余金		
剰余金又は欠損金()	2,008,875,161	2,556,150,130
元本等合計	15,851,801,755	17,603,839,314
純資産合計	15,851,801,755	17,603,839,314
負債純資産合計	15,851,801,755	17,604,429,314

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成24年11月13日	
[至 平成25年11月11日	
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券	
	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。	
	時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気	
	配は使用いたしません。)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表	
	の売買参考統計値(平均値)に基づいて評価しております。	

(追加情報)

自 平成23年11月11日	自 平成24年11月13日
至 平成24年11月12日	至 平成25年11月11日
当期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正よ	
り、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企	
業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更	
及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基	
準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しておりま	
す。	

(貸借対照表に関する注記)

平成24年11月12日現在	平成25年11月11日現在
平成24年11月12日現在	
1/327	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

1. 計算日における受益権の総数		1. 計算日における受益権の総数	
13,	842,926,594	15	,047,689,184□
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額		2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	i
1口当たり純資産額	1.1451円	1口当たり純資産額	1.1699円
(1万口当たり純資産額)	(11,451円)	(1万口当たり純資産額)	(11,699円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成23年11月11日	自 平成24年11月13日
	至 平成24年11月12日	至 平成25年11月11日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に	同左
	関する法律第2条第4項に定める証券投資	
	信託であり、信託約款に従い、有価証券	
	等の金融商品に対して投資として運用す	
	ることを目的としております。	
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、	同左
	有価証券、コール・ローン等の金銭債権	
	及び金銭債務であります。	
	当ファンドが投資している有価証券は、	
	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債	
	券であり、金利変動リスク等の市場リス	
	ク、信用リスク及び流動性リスクを有し	
	ております。	
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門に	コンプライアンス・リスク管理部門、運
	おいて、投資対象の各種リスクのモニタ	用企画部門において、投資対象の各種リ
	リング、管理等を行い、運用部門への指	スクのモニタリング、管理等を行い、運
	示、牽制を行っております。	用部門への指示、牽制を行っておりま
	また、社内の委員会において、各種リス	ं
	クの評価、モニタリング結果の報告を行	また、社内の委員会において、各種リス
	い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行	クの評価、モニタリング結果の報告を行
	います。	い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行
	市場リスク	います。
	市場の変動率とファンドの基準価額の変	市場リスク
	動率を継続的に相対比較することやベン	市場の変動率とファンドの基準価額の変
	チマーク等と比較すること等により分析	動率を継続的に相対比較することやベン
	しております。	チマーク等と比較すること等により分析
	信用リスク	しております。
	組入銘柄の格付やその他発行体情報等を	信用リスク
		組入銘柄の格付やその他発行体情報等を
		継続的に収集し分析しております。
	市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の	流動性リスク
	一定期間における出来高や組入比率等を	
	継続的に測定すること等により分析して	一定期間における出来高や組入比率等を
		継続的に測定すること等により分析して おります。
 4.金融商品の時価等に関する事項につ		同左
	見なせない場合には、経営者により合理	·
	的に算定された価額で評価する場合があ	
	ります。	
	1 0	

金融商品の時価等に関する事項

平成24年11月12日現在	平成25年11月11日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1 .貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価され	同左
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
h.	
2.時価の算定方法	2.時価の算定方法
国債証券	同左
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して	
おります。	
地方債証券	
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して	
おります。	
特殊債券	
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して	
おります。	
社債券	
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に	
近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま	
ं	

(関連当事者との取引に関する注記)

至 平成24年11月12日	至 平成25年11月11日
該当事項はありません。	同左
自 平成23年11月11日	自 平成24年11月13日

(その他の注記)

1 元本の移動

	_ 5	_ 15
区分	平成24年11月12日現在	平成25年11月11日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首にお	14,497,167,330円	13,842,926,594円
ける当該親投資信託の元本額	14,497,107,330□	13,042,920,594
期中追加設定元本額	633,118,557円	2,362,255,184円
期中一部解約元本額	1,287,359,293円	1,157,492,594円
同期末における元本の内訳		
新光日本債券インデックスファンド(DC年	107,178,508円	112,130,553円
金)	107,170,300[]	112,130,333[]
新光 7 資産バランスファンド	912,355,601円	1,015,710,537円
日本債券ファンド	268,230,528円	345,691,953円
新光日本債券インデックスVA	2,436,257,926円	2,980,827,576円

1	i i	日间证为旧山自(八百汉县100
新光世界バランスファンド35VA(適格機関 投資家私募)	2,021,094,328円	2,293,017,043円
新光ワールドバランスファンドVA(適格機関 投資家私募)	2,984,957,031円	2,993,986,101円
新光世界バランス 3 5 V A T (適格機関投資家 私募)	733,525,835円	500,435,341円
ワールドバランスファンド30VA(適格機関 投資家私募)	3,054,588,140円	3,332,973,253円
ワールドバランスファンド 3 0 V A 2 (適格機 関投資家私募)	1,324,738,697円	1,472,916,827円
合計	13,842,926,594円	15,047,689,184円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	平成24年11月12日現在	平成25年11月11日現在
↑ 里犬貝	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	107,618,400	147,756,800
地方債証券	3,946,300	225,100
特殊債券	2,658,600	7,100
社債券	22,740,000	164,000
合計	136,963,300	147,825,000

(注)「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

3 デリバティブ取引等関係 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	一 有個証券通工書(內国 評価額	備考
国債証券	第87回利付国債(5年)	170,000,000	170,775,200	
	第88回利付国債(5年)	200,000,000	201,116,000	
	第89回利付国債(5年)	310,000,000	311,559,300	
	第91回利付国債(5年)	170,000,000	170,974,100	
	第92回利付国債(5年)	150,000,000	150,582,000	
	第93回利付国債(5年)	50,000,000	50,424,500	
	第95回利付国債(5年)	30,000,000	30,351,300	
	第96回利付国債(5年)	120,000,000	121,123,200	
	第97回利付国債(5年)	190,000,000	191,426,900	
	第99回利付国債(5年)	100,000,000	100,795,000	
	第101回利付国債(5年)	170,000,000	171,417,800	
	第103回利付国債(5年)	160,000,000	160,852,800	
	第105回利付国債(5年)	170,000,000	170,304,300	
	第106回利付国債(5年)	60,000,000	60,091,800	
	第107回利付国債(5年)	140,000,000	140,170,800	
	第109回利付国債(5年)	130,000,000	129,550,200	
	第112回利付国債(5年)	240,000,000	242,296,800	
	第114回利付国債(5年)	90,000,000	90,432,000	
	第1回利付国債(40年)	20,000,000	23,944,600	
	第2回利付国債(40年)	20,000,000	22,890,200	
	第3回利付国債(40年)	30,000,000	34,333,800	
	第4回利付国債(40年)	40,000,000	45,824,800	
	第5回利付国債(40年)	50,000,000	54,429,500	
	第6回利付国債(40年)	10,000,000	10,571,200	
	第265回利付国債(10年)	100,000,000	101,556,000	
	第266回利付国債(10年)	100,000,000	101,446,000	
	第267回利付国債(10年)	100,000,000	101,336,000	
	第268回利付国債(10年)	90,000,000	91,714,500	
	第269回利付国債(10年)	250,000,000	254,087,500	
	第270回利付国債(10年)	210,000,000	214,059,300	
	第272回利付国債(10年)	10,000,000	10,242,200	
	第273回利付国債(10年)	240,000,000	246,256,800	
	第276回利付国債(10年)	160,000,000	165,067,200	
	第277回利付国債(10年)	150,000,000	155,269,500	

			<u> </u>
第280回利付国債(10年)	190,000,000	198,816,000	
第282回利付国債(10年)	80,000,000	83,604,000	
第283回利付国債(10年)	60,000,000	62,874,000	
第284回利付国債(10年)	140,000,000	146,811,000	
第285回利付国債(10年)	160,000,000	168,344,000	
第286回利付国債(10年)	100,000,000	105,927,000	
第288回利付国債(10年)	50,000,000	52,958,000	
第289回利付国債(10年)	150,000,000	158,125,500	
第290回利付国債(10年)	220,000,000	231,629,200	
第291回利付国債(10年)	40,000,000	41,941,600	
第293回利付国債(10年)	130,000,000	139,575,800	
第296回利付国債(10年)	110,000,000	116,927,800	
第297回利付国債(10年)	100,000,000	106,059,000	
第299回利付国債(10年)	80,000,000	84,611,200	
第300回利付国債(10年)	80,000,000	85,457,600	
第301回利付国債(10年)	130,000,000	139,204,000	
第303回利付国債(10年)	230,000,000	245,467,500	
第305回利付国債(10年)	40,000,000	42,511,200	
第306回利付国債(10年)	230,000,000	246,141,400	
第308回利付国債(10年)	220,000,000	234,313,200	
第309回利付国債(10年)	10,000,000	10,517,700	
第310回利付国債(10年)	160,000,000	167,182,400	
第311回利付国債(10年)	20,000,000	20,629,800	
第312回利付国債(10年)	170,000,000	179,950,100	
第313回利付国債(10年)	230,000,000	245,037,400	
第315回利付国債(10年)	210,000,000	222,308,100	
第317回利付国債(10年)	40,000,000	42,035,600	
第318回利付国債(10年)	160,000,000	166,926,400	
第319回利付国債(10年)	100,000,000	105,121,000	
第320回利付国債(10年)	70,000,000	73,037,300	
第321回利付国債(10年)	70,000,000	73,009,300	
第322回利付国債(10年)	50,000,000	51,747,500	
第323回利付国債(10年)	240,000,000	248,222,400	
第325回利付国債(10年)	140,000,000	143,438,400	
第326回利付国債(10年)	70,000,000	71,001,700	
-		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

第3 2 7 回利付国債(1 0 年)				<u> </u>
第329回利付国債(10年) 100,000,000 102,093,000 第330回利付国債(10年) 100,000,000 102,002,000 第5回利付国債(30年) 20,000,000 22,779,200 第7回利付国債(30年) 20,000,000 22,967,400 第10回利付国債(30年) 30,000,000 28,200,300 第110回利付国債(30年) 20,000,000 28,200,300 第110回利付国債(30年) 20,000,000 22,140,400 第12回利付国債(30年) 30,000,000 32,669,700 第13回利付国債(30年) 40,000,000 47,034,800 第17回利付国債(30年) 40,000,000 47,034,800 第17回利付国債(30年) 40,000,000 46,326,800 第19回利付国債(30年) 50,000,000 56,990,500 第22回利付国債(30年) 30,000,000 34,210,800 第22回利付国債(30年) 30,000,000 34,210,800 第22回利付国債(30年) 30,000,000 34,210,800 第22回利付国債(30年) 30,000,000 35,391,900 第22回利付国債(30年) 30,000,000 35,391,900 第22回利付国債(30年) 40,000,000 46,506,400 第22可利付国債(30年) 40,000,000 46,506,400 第27回利付国債(30年) 40,000,000 47,472,400 第27回利付国債(30年) 50,000,000 59,251,500 第33回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第31回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第31回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第31回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第35回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第35回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第35回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第36回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第37回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第37回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第37回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第37回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第37回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第37回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第37回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第39回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900	第327回利付国債(10年)	50,000,000	51,149,500	
第330回利付国債(10年) 100,000,000 102,002,000 第5回利付国債(30年) 20,000,000 22,779,200 27,79,200 第7回利付国債(30年) 20,000,000 22,967,400 第10回利付国債(30年) 20,000,000 28,200,300 第11回利付国債(30年) 20,000,000 28,200,300 第11回利付国債(30年) 20,000,000 22,140,400 第13回利付国債(30年) 30,000,000 32,669,700 第15回利付国債(30年) 40,000,000 47,034,800 第17回利付国債(30年) 40,000,000 47,034,800 第17回利付国債(30年) 40,000,000 46,326,800 第19回利付国債(30年) 10,000,000 11,771,600 第21回利付国債(30年) 30,000,000 34,210,800 第20回利付国債(30年) 30,000,000 34,210,800 第22回利付国債(30年) 30,000,000 34,210,800 第24回利付国債(30年) 30,000,000 35,391,900 第24回利付国債(30年) 40,000,000 46,506,400 第27回利付国債(30年) 40,000,000 46,506,400 第27回利付国債(30年) 40,000,000 47,472,400 第29回利付国債(30年) 50,000,000 59,251,500 第30回利付国債(30年) 50,000,000 59,251,500 第31回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第31回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第31回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第31回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第33回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第33回利付国債(30年) 50,000,000 56,467,000 第33回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第33回利付国債(30年) 50,000,000 79,271,500 第33回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第35回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第36回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 79,27	第328回利付国債(10年)	90,000,000	90,359,100	
第5回利付国債(30年) 20,000,000 22,779,200 第7回利付国債(30年) 20,000,000 22,967,400 第10回利付国債(30年) 30,000,000 28,200,300 第110回利付国債(30年) 20,000,000 28,200,300 第110回利付国債(30年) 20,000,000 20,810,600 第129,000,000 32,669,700 第13回利付国債(30年) 30,000,000 32,669,700 第15回利付国債(30年) 40,000,000 47,034,800 第15回利付国債(30年) 40,000,000 47,034,800 第17回利付国債(30年) 40,000,000 46,326,800 第19回利付国債(30年) 50,000,000 56,990,500 第2回利付国債(30年) 10,000,000 11,771,600 第2回利付国債(30年) 20,000,000 34,210,800 第2回利付国債(30年) 20,000,000 35,384,200 第2回利付国債(30年) 30,000,000 35,384,200 第2回利付国債(30年) 20,000,000 23,664,400 第2日利付国債(30年) 40,000,000 46,506,400 第2日利付国債(30年) 40,000,000 46,506,400 第2日利付国債(30年) 50,000,000 59,251,500 第2回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第3回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第3日利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第3日利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第3日利付国債(30年) 60,000,000 57,451,500 第3日利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第3日利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第3日利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第3日利付国債(30年) 70,000,000 74,512,800 74,512,800 74,512,800 74,512,800 74,512,800 74,512,800 74,512,800 74,512,800 74,512,800 74,512,800 74,512,800 74,512,800	第329回利付国債(10年)	100,000,000	102,093,000	
第1回利付国債(30年) 20,000,000 22,967,400 第10回利付国債(30年) 30,000,000 28,200,300 第11回利付国債(30年) 20,000,000 20,810,600 第11回利付国債(30年) 20,000,000 22,140,400 第11回利付国債(30年) 30,000,000 32,669,700 第11回利付国債(30年) 40,000,000 47,034,800 第11回利付国債(30年) 40,000,000 46,326,800 第19回利付国債(30年) 10,000,000 11,771,600 第22回利付国債(30年) 30,000,000 34,210,800 第22回利付国債(30年) 30,000,000 34,210,800 第22回利付国債(30年) 30,000,000 34,210,800 第22回利付国債(30年) 30,000,000 35,391,900 第24回利付国債(30年) 30,000,000 35,391,900 第24回利付国債(30年) 30,000,000 35,391,900 第24回利付国債(30年) 40,000,000 46,506,400 第22回利付国債(30年) 50,000,000 59,251,500 第22回利付国債(30年) 50,000,000 59,251,500 第29回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第3回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第3回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第33回利付国債(30年) 50,000,000 56,467,000 第33回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第33回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第33回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第33回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,600 第33回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,600 第33回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,600 第33回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,600 第33回利付国債(30年) 70,000,000 76,126,500 第37回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第38回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第38回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第39回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 74,512	第330回利付国債(10年)	100,000,000	102,002,000	
第1 0 回利付国債(3 0 年) 30,000,000 28,200,300 第1 1 回利付国債(3 0 年) 20,000,000 20,810,600 第1 2 回利付国債(3 0 年) 30,000,000 32,669,700 第1 5 回利付国債(3 0 年) 40,000,000 47,034,800 第1 7 回利付国債(3 0 年) 40,000,000 46,326,800 第1 9 回利付国債(3 0 年) 10,000,000 11,771,600 第2 2 回利付国債(3 0 年) 30,000,000 34,210,800 第2 2 回利付国債(3 0 年) 20,000,000 34,210,800 第2 2 回利付国債(3 0 年) 30,000,000 34,210,800 第2 2 回利付国債(3 0 年) 30,000,000 35,391,900 第2 4 回利付国債(3 0 年) 40,000,000 46,506,400 第2 6 回利付国債(3 0 年) 40,000,000 46,506,400 第2 7 回利付国債(3 0 年) 40,000,000 46,506,400 第2 7 回利付国債(3 0 年) 40,000,000 59,251,500 第2 8 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 59,251,500 第2 9 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 57,451,500 第3 1 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 57,451,500 第3 1 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 57,451,500 第3 1 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 57,451,500 第3 3 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 65,242,800 第3 3 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 76,127,800 第3 6 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 76,127,800 第3 7 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 76,127,800 第3 8 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 76,126,500 第3 7 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 76,126,500 第3 8 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 76,126,500 第3 8 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 74,512,900 第4 0 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 74,512,900 75,125,500 75,125	第5回利付国債(30年)	20,000,000	22,779,200	
第11回利付国債(30年) 20,000,000 20,810,600 第12回利付国債(30年) 20,000,000 22,140,400 第13回利付国債(30年) 30,000,000 32,669,700 第15回利付国債(30年) 40,000,000 47,034,800 第17回利付国債(30年) 40,000,000 46,326,800 第19回利付国債(30年) 50,000,000 56,990,500 第22回利付国債(30年) 30,000,000 34,210,800 第22回利付国債(30年) 30,000,000 34,210,800 第22回利付国債(30年) 30,000,000 34,210,800 第22回利付国債(30年) 30,000,000 35,391,900 第24回利付国債(30年) 30,000,000 35,391,900 第24回利付国債(30年) 40,000,000 46,506,400 第27回利付国債(30年) 40,000,000 46,506,400 第27回利付国債(30年) 50,000,000 59,251,500 第29回利付国債(30年) 50,000,000 59,251,500 第30回利付国債(30年) 50,000,000 59,410,500 第30回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第31回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第31回利付国債(30年) 50,000,000 56,467,000 第31回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第35回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第36回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第37回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第37回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第37回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第37回利付国債(30年) 70,000,000 76,128,500 第37回利付国債(30年) 70,000,000 76,128,500 第38回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第40回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第45回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第45回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第45回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第40回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第45回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第45回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第45回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 7	第7回利付国債(30年)	20,000,000	22,967,400	
第12回利付国債(30年) 20,000,000 22,140,400 第13回利付国債(30年) 30,000,000 32,669,700 第15回利付国債(30年) 40,000,000 47,034,800 第17回利付国債(30年) 40,000,000 46,326,800 第19回利付国債(30年) 50,000,000 56,990,500 第20回利付国債(30年) 10,000,000 11,771,600 第22回利付国債(30年) 20,000,000 34,210,800 第22回利付国債(30年) 20,000,000 23,584,200 第23回利付国債(30年) 30,000,000 35,391,900 第24回利付国債(30年) 20,000,000 23,604,400 第27回利付国債(30年) 40,000,000 46,506,400 第27回利付国債(30年) 50,000,000 59,251,500 第28回利付国債(30年) 40,000,000 47,472,400 第30回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第31回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第31回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第31回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第35回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第37回利付国債(30年) 70,000,000 76,128,500 第37回利付国債(30年) 70,000,000 76,128,500 第37回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第38回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第38回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第38回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第39回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第45回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 74,512	第10回利付国債(30年)	30,000,000	28,200,300	
第13回利付国債(30年) 30,000,000 32,669,700 第15回利付国債(30年) 40,000,000 47,034,800 第17回利付国債(30年) 40,000,000 46,326,800 第19回利付国債(30年) 50,000,000 56,990,500 第20回利付国債(30年) 10,000,000 11,771,600 第21回利付国債(30年) 30,000,000 34,210,800 第22回利付国債(30年) 30,000,000 34,210,800 第22回利付国債(30年) 30,000,000 35,391,900 第24回利付国債(30年) 40,000,000 46,506,400 第26回利付国債(30年) 40,000,000 47,472,400 第28回利付国債(30年) 50,000,000 59,251,500 第28回利付国債(30年) 40,000,000 47,472,400 第29回利付国債(30年) 50,000,000 58,410,500 第30回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第30回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第30回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第31回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第31回利付国債(30年) 50,000,000 56,467,000 第32回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第31回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第34回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第34回利付国債(30年) 70,000,000 76,128,500 第37回利付国債(30年) 70,000,000 76,128,500 第37回利付国債(30年) 70,000,000 76,128,500 第39回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第38回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第39回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第39回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第39回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第39回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第40回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 74	第11回利付国債(30年)	20,000,000	20,810,600	
第 1 5 回利付国債(3 0 年) 40,000,000 47,034,800 第 1 7 回利付国債(3 0 年) 40,000,000 46,326,800 第 1 9 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 56,990,500 第 2 0 回利付国債(3 0 年) 10,000,000 11,771,600 第 2 1 回利付国債(3 0 年) 30,000,000 34,210,800 第 2 2 回利付国債(3 0 年) 30,000,000 35,391,900 第 2 4 回利付国債(3 0 年) 40,000,000 46,506,400 第 2 7 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 59,251,500 第 2 8 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 58,410,500 第 2 9 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 58,410,500 第 3 1 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 57,451,500 第 3 1 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 56,467,000 第 3 3 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 57,451,500 第 3 1 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 56,467,000 第 3 1 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 56,467,000 第 3 1 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 69,129,600 第 3 1 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 79,271,500 第 3 1 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 79,271,500 第 3 5 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 79,271,500 第 3 5 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 74,512,900 第 3 8 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 74,512,900 第 3 9 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 74,512,900 74,512,900 第 3 9 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 74,512,900 74,	第12回利付国債(30年)	20,000,000	22,140,400	
第17回利付国債(30年) 40,000,000 46,326,800 第19回利付国債(30年) 50,000,000 56,990,500 第20回利付国債(30年) 10,000,000 11,771,600 第21回利付国債(30年) 30,000,000 34,210,800 第22回利付国債(30年) 20,000,000 35,391,900 第23回利付国債(30年) 20,000,000 35,391,900 第24回利付国債(30年) 40,000,000 46,506,400 第27回利付国債(30年) 50,000,000 59,251,500 第29回利付国債(30年) 40,000,000 47,472,400 第29回利付国債(30年) 50,000,000 58,410,500 第30回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第33回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第33回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第33回利付国債(30年) 50,000,000 56,467,000 第33回利付国債(30年) 50,000,000 56,467,000 第34回利付国債(30年) 50,000,000 69,129,600 第34回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第35回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第35回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第37回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第37回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第37回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第38回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第39回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第40回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 74,5	第13回利付国債(30年)	30,000,000	32,669,700	
第19回利付国債(30年) 50,000,000 56,990,500 第20回利付国債(30年) 10,000,000 11,771,600 第21回利付国債(30年) 30,000,000 34,210,800 第22回利付国債(30年) 20,000,000 34,210,800 第22回利付国債(30年) 30,000,000 35,391,900 第24回利付国債(30年) 40,000,000 46,506,400 第27回利付国債(30年) 40,000,000 46,506,400 第27回利付国債(30年) 40,000,000 47,472,400 第29回利付国債(30年) 50,000,000 59,251,500 第30回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第31回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第31回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第31回利付国債(30年) 60,000,000 69,129,600 第32回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第35回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第35回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第35回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第36回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第37回利付国債(30年) 70,000,000 76,128,500 第37回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第38回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第38回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第38回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第39回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第39回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第40回利付国債(30年) 30,000,000 31,212,000 第45回利付国債(30年) 30,000,000 31,212,000	第15回利付国債(30年)	40,000,000	47,034,800	
第20回利付国債(30年) 10,000,000 11,771,600 第21回利付国債(30年) 30,000,000 34,210,800 第22回利付国債(30年) 20,000,000 23,584,200 第23回利付国債(30年) 30,000,000 35,391,900 第24回利付国債(30年) 20,000,000 23,604,400 第27回利付国債(30年) 40,000,000 46,506,400 第27回利付国債(30年) 50,000,000 59,251,500 第28回利付国債(30年) 40,000,000 47,472,400 第29回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第30回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第31回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第31回利付国債(30年) 50,000,000 56,467,000 第32回利付国債(30年) 60,000,000 69,129,600 第33回利付国債(30年) 60,000,000 65,242,800 第34回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第35回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第37回利付国債(30年) 70,000,000 76,128,500 第37回利付国債(30年) 70,000,000 76,128,500 第37回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第38回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第38回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第38回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第39回利付国債(30年) 20,000,000 31,212,000 第45回利付国債(30年) 30,000,000 31,212,000 第440回利付国債(30年) 30,000,000 31,212,000 第440回利付国債(30年) 30,000,000 31,212,000 第440回利付国債(20年) 30,000,000 34,009,200	第17回利付国債(30年)	40,000,000	46,326,800	
第 2 1 回利付国債(3 0 年) 30,000,000 34,210,800 第 2 2 回利付国債(3 0 年) 20,000,000 23,584,200 第 2 3 回利付国債(3 0 年) 30,000,000 35,391,900 第 2 4 回利付国債(3 0 年) 20,000,000 23,604,400 第 2 6 回利付国債(3 0 年) 40,000,000 46,506,400 第 2 7 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 59,251,500 第 2 8 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 59,251,500 第 3 0 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 58,410,500 第 3 1 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 57,451,500 第 3 1 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 57,451,500 第 3 1 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 56,467,000 第 3 2 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 69,129,600 第 3 3 回利付国債(3 0 年) 60,000,000 65,242,800 第 3 5 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 76,127,800 第 3 5 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 76,128,500 第 3 7 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 76,128,500 第 3 7 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 74,512,900 第 3 8 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 74,512,900 第 3 8 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 74,512,900 第 3 9 回利付国債(3 0 年) 20,000,000 31,212,000 第 4 5 回利付国債(3 0 年) 30,000,000 31,212,000 第 4 5 回利付国債(2 0 年) 30,000,000 34,009,200	第19回利付国債(30年)	50,000,000	56,990,500	
第 2 2 回利付国債(30年) 20,000,000 23,584,200 第 2 3 回利付国債(30年) 30,000,000 35,391,900 第 2 4 回利付国債(30年) 20,000,000 23,604,400 第 2 6 回利付国債(30年) 40,000,000 46,506,400 第 2 7 回利付国債(30年) 50,000,000 59,251,500 第 2 8 回利付国債(30年) 40,000,000 47,472,400 第 2 9 回利付国債(30年) 50,000,000 58,410,500 第 3 0 回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第 3 1 回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第 3 1 回利付国債(30年) 60,000,000 69,129,600 第 3 3 回利付国債(30年) 60,000,000 69,129,600 第 3 4 回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第 3 5 回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第 3 6 回利付国債(30年) 70,000,000 76,128,500 第 3 7 回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第 3 8 回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第 3 8 回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第 3 8 回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第 3 9 回利付国債(30年) 20,000,000 21,290,600 第 4 0 回利付国債(30年) 30,000,000 31,212,000 第 4 5 回利付国債(20年) 30,000,000 31,212,000 第 4 5 回利付国債(20年) 30,000,000 34,009,200	第20回利付国債(30年)	10,000,000	11,771,600	
第 2 3 回利付国債(30年) 30,000,000 35,391,900 第 2 4 回利付国債(30年) 20,000,000 23,604,400 第 2 6 回利付国債(30年) 40,000,000 46,506,400 第 2 7 回利付国債(30年) 50,000,000 59,251,500 第 2 8 回利付国債(30年) 40,000,000 47,472,400 第 2 9 回利付国債(30年) 50,000,000 58,410,500 第 3 0 回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第 3 1 回利付国債(30年) 50,000,000 56,467,000 第 3 1 回利付国債(30年) 50,000,000 69,129,600 第 3 2 回利付国債(30年) 60,000,000 69,129,600 第 3 3 回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第 3 6 回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第 3 7 回利付国債(30年) 70,000,000 76,128,500 第 3 7 回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第 3 8 回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第 3 8 回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第 3 8 回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第 3 9 回利付国債(30年) 20,000,000 21,290,600 第 3 9 回利付国債(30年) 30,000,000 31,212,000 第 4 5 回利付国債(20年) 30,000,000 34,009,200	第21回利付国債(30年)	30,000,000	34,210,800	
第 2 4 回利付国債(3 0年) 20,000,000 23,604,400 第 2 6 回利付国債(3 0年) 40,000,000 46,506,400 第 2 7 回利付国債(3 0年) 50,000,000 59,251,500 第 2 8 回利付国債(3 0年) 40,000,000 47,472,400 第 2 9 回利付国債(3 0年) 50,000,000 58,410,500 第 3 0 回利付国債(3 0年) 50,000,000 57,451,500 第 3 1 回利付国債(3 0年) 50,000,000 56,467,000 第 3 2 回利付国債(3 0年) 60,000,000 69,129,600 第 3 3 回利付国債(3 0年) 60,000,000 65,242,800 第 3 4 回利付国債(3 0年) 70,000,000 79,271,500 第 3 5 回利付国債(3 0年) 70,000,000 76,127,800 第 3 7 回利付国債(3 0年) 70,000,000 76,128,500 第 3 7 回利付国債(3 0年) 70,000,000 76,128,500 第 3 7 回利付国債(3 0年) 70,000,000 74,512,900 第 3 8 回利付国債(3 0年) 60,000,000 62,458,800 第 3 9 回利付国債(3 0年) 20,000,000 31,212,000 第 4 5 回利付国債(3 0年) 30,000,000 31,212,000 第 4 5 回利付国債(2 0年) 30,000,000 34,009,200	第22回利付国債(30年)	20,000,000	23,584,200	
第 2 6 回利付国債(3 0 年) 40,000,000 46,506,400 第 2 7 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 59,251,500 第 2 8 回利付国債(3 0 年) 40,000,000 47,472,400 第 2 9 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 58,410,500 第 3 1 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 57,451,500 第 3 1 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 69,129,600 第 3 2 回利付国債(3 0 年) 60,000,000 69,129,600 第 3 3 回利付国債(3 0 年) 60,000,000 65,242,800 第 3 4 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 79,271,500 第 3 5 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 76,127,800 第 3 6 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 76,128,500 第 3 7 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 74,512,900 第 3 8 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 74,512,900 第 3 8 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 74,512,900 第 3 9 回利付国債(3 0 年) 20,000,000 21,290,600 第 3 9 回利付国債(3 0 年) 30,000,000 31,212,000 第 4 5 回利付国債(2 0 年) 30,000,000 34,009,200	第23回利付国債(30年)	30,000,000	35,391,900	
第 2 7 回利付国債(3 0年) 50,000,000 59,251,500 第 2 8 回利付国債(3 0年) 40,000,000 47,472,400 第 2 9 回利付国債(3 0年) 50,000,000 58,410,500 第 3 0 回利付国債(3 0年) 50,000,000 57,451,500 第 3 1 回利付国債(3 0年) 50,000,000 65,467,000 第 3 2 回利付国債(3 0年) 60,000,000 69,129,600 第 3 3 回利付国債(3 0年) 60,000,000 65,242,800 第 3 4 回利付国債(3 0年) 70,000,000 79,271,500 第 3 5 回利付国債(3 0年) 70,000,000 76,127,800 第 3 6 回利付国債(3 0年) 70,000,000 76,128,500 第 3 7 回利付国債(3 0年) 70,000,000 74,512,900 第 3 8 回利付国債(3 0年) 60,000,000 62,458,800 第 3 9 回利付国債(3 0年) 20,000,000 31,212,000 第 4 0 回利付国債(3 0年) 30,000,000 31,212,000 第 4 5 回利付国債(2 0年) 30,000,000 34,009,200	第24回利付国債(30年)	20,000,000	23,604,400	
第 2 8 回利付国債(3 0 年) 40,000,000 47,472,400 第 2 9 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 58,410,500 第 3 0 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 57,451,500 第 3 1 回利付国債(3 0 年) 50,000,000 56,467,000 第 3 2 回利付国債(3 0 年) 60,000,000 69,129,600 第 3 3 回利付国債(3 0 年) 60,000,000 65,242,800 第 3 4 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 79,271,500 第 3 5 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 76,127,800 第 3 6 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 76,128,500 第 3 7 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 74,512,900 第 3 8 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 74,512,900 第 3 8 回利付国債(3 0 年) 60,000,000 62,458,800 第 3 9 回利付国債(3 0 年) 20,000,000 21,290,600 第 4 0 回利付国債(3 0 年) 30,000,000 31,212,000 第 4 5 回利付国債(2 0 年) 30,000,000 34,009,200	第26回利付国債(30年)	40,000,000	46,506,400	
第29回利付国債(30年) 50,000,000 58,410,500 第30回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 57,451,500 第31回利付国債(30年) 50,000,000 56,467,000 69,129,600 第33回利付国債(30年) 60,000,000 65,242,800 第34回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第35回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第36回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第37回利付国債(30年) 70,000,000 76,128,500 第37回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第38回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第38回利付国債(30年) 60,000,000 62,458,800 第39回利付国債(30年) 20,000,000 21,290,600 第40回利付国債(30年) 30,000,000 31,212,000 第45回利付国債(20年) 30,000,000 34,009,200	第27回利付国債(30年)	50,000,000	59,251,500	
第30回利付国債(30年) 50,000,000 57,451,500 第31回利付国債(30年) 50,000,000 56,467,000 第32回利付国債(30年) 60,000,000 69,129,600 第33回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第35回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第36回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第37回利付国債(30年) 70,000,000 76,128,500 第37回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第38回利付国債(30年) 60,000,000 62,458,800 第39回利付国債(30年) 20,000,000 21,290,600 第40回利付国債(30年) 30,000,000 31,212,000 第45回利付国債(20年) 30,000,000 34,009,200	第28回利付国債(30年)	40,000,000	47,472,400	
第 3 1 回利付国債(3 0年) 50,000,000 56,467,000 第 3 2 回利付国債(3 0年) 60,000,000 69,129,600 第 3 3 回利付国債(3 0年) 60,000,000 65,242,800 第 3 4 回利付国債(3 0年) 70,000,000 79,271,500 第 3 5 回利付国債(3 0年) 70,000,000 76,127,800 第 3 6 回利付国債(3 0年) 70,000,000 76,128,500 第 3 7 回利付国債(3 0年) 70,000,000 74,512,900 第 3 8 回利付国債(3 0年) 60,000,000 62,458,800 第 3 9 回利付国債(3 0年) 20,000,000 21,290,600 第 4 0 回利付国債(3 0年) 30,000,000 31,212,000 第 4 5 回利付国債(2 0年) 30,000,000 34,009,200	第29回利付国債(30年)	50,000,000	58,410,500	
第 3 2 回利付国債(30年) 60,000,000 69,129,600 第 3 3 回利付国債(30年) 60,000,000 65,242,800 70,000,000 79,271,500 第 3 5 回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第 3 6 回利付国債(30年) 70,000,000 76,128,500 第 3 7 回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第 3 8 回利付国債(30年) 60,000,000 62,458,800 第 3 9 回利付国債(30年) 20,000,000 21,290,600 第 4 0 回利付国債(30年) 30,000,000 31,212,000 第 4 5 回利付国債(20年) 30,000,000 34,009,200	第30回利付国債(30年)	50,000,000	57,451,500	
第33回利付国債(30年) 60,000,000 65,242,800 第34回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 第35回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 第36回利付国債(30年) 70,000,000 76,128,500 第37回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第38回利付国債(30年) 60,000,000 62,458,800 第39回利付国債(30年) 20,000,000 21,290,600 第40回利付国債(30年) 30,000,000 31,212,000 第45回利付国債(20年) 30,000,000 34,009,200	第31回利付国債(30年)	50,000,000	56,467,000	
第34回利付国債(30年) 70,000,000 79,271,500 70,000,000 76,127,800 70,000,000 76,127,800 70,000,000 76,128,500 第37回利付国債(30年) 70,000,000 74,512,900 第38回利付国債(30年) 60,000,000 62,458,800 第39回利付国債(30年) 20,000,000 21,290,600 第40回利付国債(30年) 30,000,000 31,212,000 第45回利付国債(20年) 30,000,000 34,009,200	第32回利付国債(30年)	60,000,000	69,129,600	
第35回利付国債(30年) 70,000,000 76,127,800 76,127,800 第36回利付国債(30年) 70,000,000 76,128,500 70,000,000 74,512,900 第38回利付国債(30年) 60,000,000 62,458,800 第39回利付国債(30年) 20,000,000 21,290,600 第40回利付国債(30年) 30,000,000 31,212,000 第45回利付国債(20年) 30,000,000 34,009,200	第33回利付国債(30年)	60,000,000	65,242,800	
第36回利付国債(30年) 70,000,000 76,128,500 70,000,000 76,128,500 第37回利付国債(30年) 70,000,000 62,458,800 62,458,800 第39回利付国債(30年) 20,000,000 21,290,600 第40回利付国債(30年) 30,000,000 31,212,000 第45回利付国債(20年) 30,000,000 34,009,200	第34回利付国債(30年)	70,000,000	79,271,500	
第 3 7 回利付国債(3 0 年) 70,000,000 74,512,900 第 3 8 回利付国債(3 0 年) 60,000,000 62,458,800 第 3 9 回利付国債(3 0 年) 20,000,000 21,290,600 第 4 0 回利付国債(3 0 年) 30,000,000 31,212,000 第 4 5 回利付国債(2 0 年) 30,000,000 34,009,200	第35回利付国債(30年)	70,000,000	76,127,800	
第38回利付国債(30年) 60,000,000 62,458,800 第39回利付国債(30年) 20,000,000 21,290,600 第40回利付国債(30年) 30,000,000 31,212,000 第45回利付国債(20年) 30,000,000 34,009,200	第36回利付国債(30年)	70,000,000	76,128,500	
第 3 9 回利付国債(3 0 年) 20,000,000 21,290,600 第 4 0 回利付国債(3 0 年) 30,000,000 31,212,000 第 4 5 回利付国債(2 0 年) 30,000,000 34,009,200	第37回利付国債(30年)	70,000,000	74,512,900	
第 4 0 回利付国債(3 0 年) 30,000,000 31,212,000 第 4 5 回利付国債(2 0 年) 30,000,000 34,009,200	第38回利付国債(30年)	60,000,000	62,458,800	
第45回利付国債(20年) 30,000,000 34,009,200	第39回利付国債(30年)	20,000,000	21,290,600	
	第40回利付国債(30年)	30,000,000	31,212,000	
第47回利付国債(20年) 60,000,000 67,588,800	第45回利付国債(20年)	30,000,000	34,009,200	
	第47回利付国債(20年)	60,000,000	67,588,800	

		11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	艾貝 恰式
第48回利付国債(20年)	60,000,000	68,989,200	
第50回利付国債(20年)	30,000,000	33,285,600	
第51回利付国債(20年)	10,000,000	11,180,500	
第52回利付国債(20年)	30,000,000	33,832,200	
第53回利付国債(20年)	30,000,000	33,921,900	
第55回利付国債(20年)	30,000,000	33,742,200	
第57回利付国債(20年)	30,000,000	33,546,000	
第58回利付国債(20年)	30,000,000	33,603,000	
第59回利付国債(20年)	40,000,000	44,140,000	
第61回利付国債(20年)	30,000,000	31,200,000	
第63回利付国債(20年)	30,000,000	33,434,400	
第64回利付国債(20年)	20,000,000	22,491,600	
第65回利付国債(20年)	90,000,000	101,432,700	
第69回利付国債(20年)	40,000,000	45,935,200	
第70回利付国債(20年)	30,000,000	35,434,500	
第72回利付国債(20年)	30,000,000	34,567,200	
第76回利付国債(20年)	40,000,000	45,332,000	
第78回利付国債(20年)	40,000,000	45,368,800	
第81回利付国債(20年)	50,000,000	57,270,000	
第84回利付国債(20年)	80,000,000	91,704,800	
第85回利付国債(20年)	60,000,000	69,468,000	
第88回利付国債(20年)	60,000,000	70,909,800	
第90回利付国債(20年)	70,000,000	81,849,600	
第92回利付国債(20年)	70,000,000	80,983,000	
第94回利付国債(20年)	40,000,000	46,243,200	
第95回利付国債(20年)	70,000,000	82,625,200	
第97回利付国債(20年)	70,000,000	81,660,600	
第99回利付国債(20年)	70,000,000	80,612,000	
第100回利付国債(20年)	70,000,000	81,459,700	
第103回利付国債(20年)	70,000,000	82,327,000	
第105回利付国債(20年)	70,000,000	80,320,100	
第108回利付国債(20年)	50,000,000	55,904,000	
第111回利付国債(20年)	i e	00 547 000	
	80,000,000	92,517,600	
第113回利付国債(20年)	80,000,000 90,000,000	92,517,600	

				<u> </u>
	第116回利付国債(20年)	90,000,000	103,430,700	
	第118回利付国債(20年)	100,000,000	111,770,000	
	第121回利付国債(20年)	90,000,000	98,969,400	
	第123回利付国債(20年)	100,000,000	112,770,000	
	第125回利付国債(20年)	80,000,000	91,224,800	
	第128回利付国債(20年)	90,000,000	98,155,800	
	第130回利付国債(20年)	80,000,000	85,795,200	
	第132回利付国債(20年)	80,000,000	84,317,600	
	第134回利付国債(20年)	100,000,000	106,774,000	
	第137回利付国債(20年)	90,000,000	94,401,900	
	第140回利付国債(20年)	90,000,000	94,167,000	
	第141回利付国債(20年)	80,000,000	83,491,200	
	第143回利付国債(20年)	90,000,000	92,248,200	
	第145回利付国債(20年)	80,000,000	83,179,200	
	第146回利付国債(20年)	60,000,000	62,263,800	
国債証券 小計	†	13,130,000,000	13,939,536,500	
地方債証券	第18回東京都公募公債(20年)	100,000,000	114,940,000	
	第654回東京都公募公債	100,000,000	105,600,000	
	第678回東京都公募公債	80,000,000	85,208,000	
	平成 1 9 年度第 2 回北海道公募公債	30,000,000	31,686,000	
	第164回神奈川県公募公債	100,000,000	106,910,000	
	第87回大阪府公募公債(5年)	50,000,000	49,910,000	
	第277回大阪府公募公債(10年)	30,000,000	30,531,000	
	第302回大阪府公募公債(10年)	40,000,000	42,184,000	
	平成17年度第8回兵庫県公募公債	10,000,000	10,230,000	
	平成 1 8 年度第 2 回静岡県公募公債	10,000,000	10,481,000	
	平成20年度第1回愛知県公募公債(10年)	48,000,000	51,441,600	
	平成24年度第3回広島県公募公債	66,000,000	67,326,600	
	平成24年度第7回広島県公募公債	100,000,000	100,380,000	
	第 3 3 回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,090,000	
	第66回共同発行市場公募地方債	100,000,000	106,320,000	
	第105回共同発行市場公募地方債	50,000,000	52,185,000	
	平成 1 8 年度第 3 回大阪市公募公債	39,000,000	41,008,500	
	第12回す号名古屋市公募公債	30,000,000	31,086,000	
	平成 1 9 年度第 2 回京都市公募公債	30,000,000	31,854,000	
	·			

				又貝口
	平成19年度第5回福岡市公募公債	13,000,000	13,711,100	
	平成24年度第2回広島市公募公債	100,000,000	100,730,000	
地方債証券	小計	1,226,000,000	1,286,812,800	
特殊債券	第29回日本政策投資銀行債券	100,000,000	105,030,000	
	第33回日本政策投資銀行社債	100,000,000	99,860,000	
	第77回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構 債券	100,000,000	105,590,000	
	第 9 7 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構 債券	100,000,000	112,650,000	
	第104回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,080,000	
	第34回政府保証地方公共団体金融機構債券 第49回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,130,000	
		100,000,000	102,410,000	
	第852回政府保証公営企業債券	100,000,000	101,920,000	
	第876回政府保証公営企業債券	101,000,000	107,231,700	
	第188回政府保証中小企業債券	100,000,000	104,690,000	
	第 2 回成田国際空港社債	100,000,000	102,940,000	
	い第736号商工債券	70,000,000	70,511,000	
	い第715号農林債券	40,000,000	40,236,000	
	第274回信金中金債(5年)	100,000,000	100,240,000	
	第13回中日本高速道路社債(財投機関債)	100,000,000	106,420,000	
特殊債券 小	計	1,411,000,000	1,462,938,700	
 社債券	第30回新日鐵住金社債	100,000,000	110,690,000	
	第 1 回日本電産社債	100,000,000	100,110,000	
	第8回トヨタ自動車社債	100,000,000	108,620,000	
	第30回住友商事社債	100,000,000	103,390,000	
	第112回三菱東京UFJ銀行社債	100,000,000	100,570,000	
	第36回東日本旅客鉄道社債	100,000,000	114,160,000	
	第 1 5 回エヌ・ティ・ティ・ドコモ社債	100,000,000	107,600,000	
	第524回東京電力社債	100,000,000	95,620,000	
社債券 小計	•	800,000,000	840,760,000	
	合計	16,567,000,000	17,530,048,000	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

EDINET提出書類 新光投信株式会社(E12432) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

日本債券ファンド

(平成25年12月30日現在)

資産総額	396,104,132円
負債総額	408,283円
純資産総額(-)	395,695,849円
発行済口数	382,574,081□
1口当たり純資産額(/)	1.0343円
(1万口当たり純資産額)	(10,343円)

(参考)新光日本債券インデックスマザーファンド

(平成25年12月30日現在)

資産総額	17,912,244,545円
負債総額	225,960,100円
純資産総額(-)	17,686,284,445円
発行済口数	15,199,274,779□
1口当たり純資産額(/)	1.1636円
(1万口当たり純資産額)	(11,636円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1)投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典 該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を 均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(8)質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額(平成25年12月末現在)

資本金の額 45億2,430万円 会社が発行する株式総数 3,000,000株 発行済株式総数 1,823,250株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

b . 委託会社の機構

(イ)株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

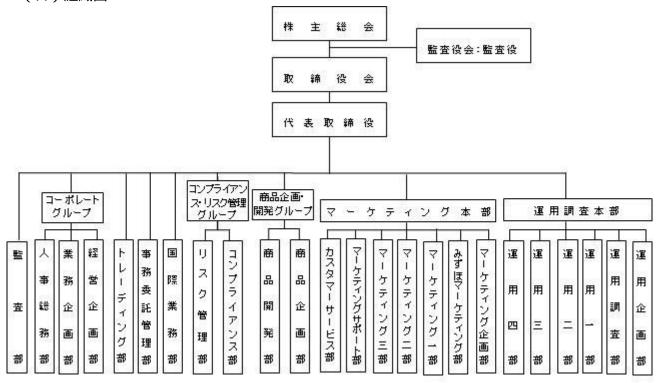
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

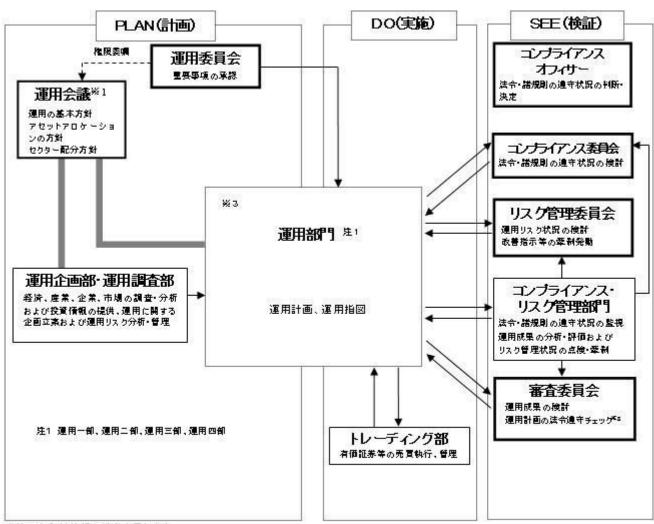
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要なる業務執行に関する事項を決定します。

(口)組織図



(ハ)投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

- ※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部~四部)で構成されます。
- ※2 コンプライアンス・リスク管理部門およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。
- ※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年12月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託(親投資信託は除きます。)は以下のとおりです。

(平成25年12月30日現在)

		種類	ファンド本数	純資産額 (百万円)
総合計		244 3,481,46		
	株式	投資信託(合計)	216	2,713,686
		単位型	8	71,908
		追加型	208	2,641,777
	公社債	責投資信託 (合計)	28	767,773
		単位型	1	783
		追加型	27	766,990

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第53期事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第54期事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任 監査法人により中間監査を受けております。

1.財務諸表

(1)【貸借対照表】

,		
		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,592,890	10,766,270
有価証券	6,903,772	5,259,693
貯蔵品	268	1,062
立替金	2,141	30,280
前払金	26,845	25,483
前払費用	18,185	20,286
未収入金	29	-
未収委託者報酬	1,805,198	1,891,689
未収運用受託報酬	105,245	86,074
未収収益	27,583	13,810
繰延税金資産	183,764	192,202
流動資産合計	17,665,924	18,286,853
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2 18,397	2 15,051
構築物(純額)	2 2,156	2 1,886
器具・備品(純額)	2 145,416	2 95,877
リース資産(純額)	2 3,064	2 680
建設仮勘定	6,663	-

		有価証券届出書(内国投資
有形固定資産合計	175,697	113,496
無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	3 38,365	3 39,774
ソフトウェア仮勘定	6,554	-
無形固定資産合計	45,012	39,866
投資その他の資産		
投資有価証券	4,293,799	2,929,683
関係会社株式	77,100	77,100
長期差入保証金	125,621	125,515
長期繰延税金資産	65,901	8,695
前払年金費用	471,439	410,271
その他	22,000	10,632
貸倒引当金	13,350	-
投資その他の資産合計	5,042,512	3,561,898
固定資産合計	5,263,222	3,715,261
資産合計	22,929,146	22,002,115

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	17,113	18,156
リース債務	6,508	1,206
未払金		
未払収益分配金	584	336
未払償還金	18,249	14,470
未払手数料	1 920,180	1 964,634
その他未払金	281,635	195,035
未払金合計	1,220,650	1,174,476
未払費用	388,419	402,634
未払法人税等	652,412	471,902
賞与引当金	257,200	299,000
役員賞与引当金	35,000	45,500
流動負債合計	2,577,303	2,412,875
固定負債		
長期リース債務	2,362	1,156
退職給付引当金	169,955	168,209
役員退職慰労引当金	75,625	80,416
執行役員退職慰労引当金	128,916	99,750
固定負債合計	376,859	349,532
負債合計	2,954,163	2,762,408
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		

		有仙訨秀届出書(内国投貨
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	11,118,000	10,000,000
繰越利益剰余金	1,427,158	1,559,003
利益剰余金合計	12,905,651	11,919,497
自己株式	6,827	72,415
株主資本合計	20,184,823	19,133,081
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	209,840	106,625
 評価・換算差額等合計	209,840	106,625
——— 純資産合計	19,974,983	19,239,706
 負債純資産合計	22,929,146	22,002,115

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	(自	(自 平成23年4月 1日		平成24年4月 1日	
	至	平成24年3月31日)	(自 至	平成25年3月31日)	
委託者報酬		19,353,740		19,893,907	
運用受託報酬		196,866		170,563	
営業収益合計		19,550,606		20,064,471	
営業費用					
支払手数料		1 10,353,047		1 10,580,803	
広告宣伝費		239,373		213,908	
公告費		4,161		1,919	
調査費					
調査費		258,007		275,599	
委託調査費	2,747,			2,855,086	
図書費		6,390		5,332	
調査費合計		3,011,888		3,136,017	
委託計算費		502,554		533,813	
営業雑経費					
通信費		38,375		37,161	
印刷費		151,954		132,025	
協会費		12,077		14,855	
諸会費		2,867		3,088	
その他		27,590		23,541	
営業雑経費合計		232,865		210,672	
営業費用合計		14,343,891		14,677,134	
一般管理費					
給料					
役員報酬		92,370		93,516	
給料・手当		1,276,693		1,395,728	
賞与		228,039		221,930	
給料合計		1,597,103		1,711,175	
交際費		13,677		9,782	
寄付金		7,752		2,465	

		有伽訨夯庙出書(内国投貨
旅費交通費	81,442	81,050
租税公課	44,308	52,119
不動産賃借料	200,662	211,739
賞与引当金繰入	257,200	299,000
役員賞与引当金繰入	35,000	45,500
役員退職慰労引当金繰入	36,761	28,335
退職給付費用	157,497	195,268
減価償却費	86,469	88,183
諸経費	490,232	533,744
一般管理費合計	3,008,107	3,258,364
営業利益	2,198,608	2,128,972

(単位:千円)

		前事業年度		当事業年度
	(自	平成23年4月 1日	(自	平成24年4月 1日
	至	平成24年3月31日)	至	平成25年3月31日)
営業外収益				
受取配当金		53,031		157,357
有価証券利息		39,104		12,764
受取利息		24,291		22,364
時効成立分配金・償還金		11,287		3,608
雑益		2,968		26,471
営業外収益合計		130,682		222,565
営業外費用				
支払利息		572		222
時効成立後支払分配金・償還金		3,264		1,339
雑損		6,174		22
営業外費用合計		10,011		1,585
経常利益		2,319,278		2,349,952
特別利益				
貸倒引当金戻入		-		1,982
投資有価証券売却益		10,098		146,334
特別利益合計		10,098		148,316
特別損失				
貸倒引当金繰入額		13,350		-
固定資産除却損		2 499		2 101
投資有価証券売却損		25,606		37,198
投資有価証券評価損		-		49,352
減損損失		441		4,291
特別損失合計		39,897		90,943
税引前当期純利益		2,289,480		2,407,325
法人税、住民税及び事業税		1,006,533		983,713
法人税等調整額		51,486		129,642
法人税等合計		955,047		854,070
当期純利益		1,334,432		1,553,255

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

				(単位:千円)
		前事業年度		当事業年度
	(自	平成23年4月 1日	(自	平成24年4月 1日
	至	平成24年3月31日)	至	平成25年3月31日)
株主資本				
資本金				
当期首残高		4,524,300		4,524,300
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		4,524,300		4,524,300
資本剰余金				
資本準備金				
当期首残高		2,761,700		2,761,700
当期変動額				
当期变動額合計		-		-
当期末残高		2,761,700		2,761,700
利益剰余金				
利益準備金				
当期首残高		360,493		360,493
当期変動額				
当期变動額合計		-		-
当期末残高		360,493		360,493
その他利益剰余金				
別途積立金				
当期首残高		12,118,000		11,118,000
当期变動額				
別途積立金の取崩		1,000,000		1,118,000
当期変動額合計		1,000,000		1,118,000
当期末残高		11,118,000		10,000,000
繰越利益剰余金				
当期首残高		2,646,588		1,427,158
当期変動額				
剰余金の配当		3,553,863		2,539,409
別途積立金の取崩		1,000,000		1,118,000
当期純利益		1,334,432		1,553,255
当期変動額合計		1,219,430		131,845
当期末残高		1,427,158		1,559,003
利益剰余金合計				
当期首残高		15,125,082		12,905,651
当期変動額				
剰余金の配当		3,553,863		2,539,409
当期純利益		1,334,432		1,553,255
当期変動額合計		2,219,430		986,154
				11,919,497

(単位:千円)

前事業年度 当事業年度 (自 平成23年4月 1日 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年3月31日) 至 平成25年3月31日)

		有価証券届出書(内国投資
自己株式		
当期首残高	6,827	6,827
当期変動額		
自己株式の取得	-	65,588
当期变動額合計	-	65,588
当期末残高	6,827	72,415
株主資本合計		
当期首残高	22,404,254	20,184,823
当期变動額		
剰余金の配当	3,553,863	2,539,409
当期純利益	1,334,432	1,553,255
自己株式の取得	-	65,588
当期变動額合計	2,219,430	1,051,742
当期末残高	20,184,823	19,133,081
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	227,077	209,840
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変	17,237	216 465
動額(純額)	17,237	316,465
当期变動額合計	17,237	316,465
当期末残高 当期末残高	209,840	106,625
純資産合計		
当期首残高	22,177,176	19,974,983
当期变動額		
剰余金の配当	3,553,863	2,539,409
当期純利益	1,334,432	1,553,255
自己株式の取得	-	65,588
株主資本以外の項目の当期変動	17 227	246 465
額(純額)	17,237	316,465
当期变動額合計	2,202,193	735,276
当期末残高	19,974,983	19,239,706

重要な会計方針

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1)満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

(2) 関連会社株式

総平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価 は、総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
- (1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については

定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8~18年

構築物 20年

器具備品 2~20年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(2)無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期 末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により発生の翌期から費用処理することとしております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

(5)執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

→外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しており ます。

- 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

概要

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正(退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法の改正等)

適用予定日

平成25年4月1日以後開始する事業年度の期末から適用予定

当該会計基準等の適用による影響

財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

前事業年度 当事業年度 (平成24年3月31日) (平成25年3月31日) 未払手数料 598,017千円 572,094千円

2.資産の金額から直接控除している減価償却累計額(減損損失累計額を含む)の額

前事業年度 当事業年度 (平成24年3月31日) (平成25年3月31日) 517,744千円 578,691千円

有形固定資産の減価償却累計額

3.無形固定資産の減価償却累計額

前事業年度 当事業年度 (平成24年3月31日) (平成25年3月31日) 227,314千円 238,992千円

無形固定資産の減価償却累計額

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

前事業年度 当事業年度 (自 平成23年4月 1日 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年3月31日) 至 平成25年3月31日) 支払手数料 7,038,413千円 6,343,293千円

2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

前事業年度 当事業年度 (自 平成23年4月1日 (自 平成24年4月1日 至 平成24年3月31日) 至 平成25年3月31日)

器具・備品 499千円 101千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	756	-	-	756

3.配当に関する事項

(1)配当金支払額

 決議	株式の	配当金の	1 株当たり	其準日	効力発生日
//\ H5%	種類	総額(千円)	配当額(円)	<u> </u>	M/1/011

平成23年6月20日	普通	1,002,371	550	亚出22年2月24日	₩#32年6日24日
定時株主総会	株式		550	平成23年3月31日	平成23年6月21日
平成24年2月28日	普通	2 554 404	1 100	亚世24年2月0日	亚世24年2月20日
臨時株主総会	株式	2,551,491	1,400	平成24年2月9日	平成24年2月29日

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	756	8,630	-	9,386

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加8,630株は、平成24年6月18日の定時株主総会の決議に基づいて 行った自己株式取得による増加であります。

3.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	 効力発生日
平成24年12月25日 臨時株主総会	普通 株式	2,539,409	1,400	平成24年11月28日	平成24年12月26日

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他(器具備品)であります。

(2)リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2.固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に 定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的債券、その他有価証券(投資信託)、業務上の関係 を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的として為替予約を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク (預金の預入先や債券の発行体の信用リスク)の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先 や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク(価格変動リスク及び為替変動リスク)の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程 に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、経営企画部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

前事業年度(平成24年3月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 現金及び預金	8,592,890	8,592,890	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	1,502,185	1,506,150	3,964
その他有価証券	9,472,598	9,472,598	-
(3) 未収委託者報酬	1,805,198	1,805,198	-
(4) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されて	24	24	
いないもの	24	24	-

当事業年度(平成25年3月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 現金及び預金	10,766,270	10,766,270	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	500,129	500,400	270
その他有価証券	7,490 , 195	7,490,195	-
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	1,891,689	-

(注)1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に

よっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投 資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿 価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

(注)2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度	当事業年度	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)	
非上場株式	299,887	276,151	

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注)3.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 預金	8,592,815	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	1,000,000	500,000	-	-
その他有価証券	4,800,000	809,629	660,677	-
(3) 未収委託者報酬	1,805,198	-	-	-

当事業年度(平成25年3月31日)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 預金	10,766,163	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	500,000	-	-	-
その他有価証券	4,258,263	357,062	1,056,875	-
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	-	-	-

(有価証券関係)

1.満期保有目的の債券

前事業年度(平成24年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
		(千円)	(千円)	(千円)
時価が貸借対照表計上額	(1)国債・地方債等	-	-	-
を超えるもの	(2)社債	1,502,185	1,506,150	3,964
	(3)その他	-	-	-
	小計	1,502,185	1,506,150	3,964
時価が貸借対照表計上額	(1)国債・地方債等	-	-	-
を超えないもの	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	1	-
	小計	1	1	-
合	計	1,502,185	1,506,150	3,964

	1 番米百	貸借対照表計上額	時価	差額
	種類	(千円)	(千円)	(千円)
時価が貸借対照表計上額	(1)国債・地方債等	-		-
を超えるもの	(2)社債	500,129	500,400	270
	(3)その他	-	-	-
	小計	500,129	500,400	270
時価が貸借対照表計上額	(1)国債・地方債等	-	-	-
を超えないもの	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-		-
合	計	500,129	500,400	270

2. 関連会社株式

関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

前事業年度(平成24年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	作生光只	(千円)	(千円)	(千円)
	(1)株式	-	-	-
貸借対照表計上額が取得	(2)債券			
原価を超えるもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	580,313	505,000	75,313
	小計	580,313	505,000	75,313
	(1)株式	41,123	45,457	4,333
貸借対照表計上額が取得	(2)債券			
原価を超えないもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,002,560	1,003,574	1,014
	その他	-	-	-
	(3)その他	7,848,601	8,245,960	397,358
	小計	8,892,285	9,294,991	402,706
合計		9,472,598	9,799,991	327,393

(注)非上場株式(貸借対照表計上額222,787千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成25年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	↑生 天只 	(千円)	(千円)	(千円)
	(1)株式	-	-	-
貸借対照表計上額が取得	(2)債券			
原価を超えるもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,461,472	1,219,754	241,717
	小計	1,461,472	1,219,754	241,717

	(1)株式	-	-	-
貸借対照表計上額が取得	(2)債券	-	-	-
原価を超えないもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	6,028,723	6,102,958	74,234
	小計	6,028,723	6,102,958	74,234
合計		7,490,195	7,322,713	167,483

(注)非上場株式(貸借対照表計上額199,051千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 売却したその他有価証券

前事業年度(平成24年3月31日)

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	15,525	-	14,365
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	303,927	880	-
その他	-	-	-
(3)その他	2,262,094	5,690	3,590
合計	2,581,546	6,570	17,955

当事業年度(平成25年3月31日)

二字水 (
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)株式	106,355	38,075	1,080
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	3,921,927	108,259	36,118
合計	4,028,282	146,334	37,198

5.減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について49,352千円(その他有価証券)減損処理を行っております。 なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損 処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損 処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度(平成24年3月31日)

133 3 3 7 1 1 2 (1 1 7 7 7					
区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のう ち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
	為替予約取引				
市場取引以外の取引	売建				
	豪ドル	450,000	-	24	24

合計	450,000	-	24	24
----	---------	---	----	----

(注)時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度(キャッシュバランス型)、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度	当事業年度
	(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
(1)退職給付債務(千円)	1,162,110	1,281,738
(2)年金資産(千円)	876,684	1,018,974
(3)未積立退職給付債務(1) + (2) (千円)	285,426	262,764
(4)未認識数理計算上の差異 (千円)	645,782	547,641
(5)未認識過去勤務債務(債務の減額)(千円)	58,871	42,815
(6)貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5) (千円)	301,484	242,061
(7)前払年金費用(千円)	471,439	410,271
(8)退職給付引当金(6) - (7) (千円)	169,955	168,209

3.退職給付費用に関する事項

	前事業年度	当事業年度	
	(自 平成23年4月1日	(自 平成24年4月1日	
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)	
(1)勤務費用(千円)(注1)	80,752	108,925	
(2)利息費用(千円)	23,098	17,431	
(3)期待運用収益(減算)(千円)	18,807	17,533	
(4)数理計算上の差異の費用処理額 (千円)	73,807	86,570	
(5)過去勤務債務の費用処理額(千円)	16,055	16,055	
(6)小計(1)+(2)-(3)+(4)+(5)(千円)	142,794	179,338	
(7)その他(千円)(注2)	14,702	15,930	
(8)退職給付費用(6) + (7) (千円)	157,497	195,268	

⁽注) 1.執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(前事業年度 20,250千円、当事業年度 34,585千円)については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

4.退職給付債務の計算基礎

	前事業年度	当事業年度
	(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	1.5%	1.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

^{2.「(7)}その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	4,757千円	- 千円
賞与引当金	111,065	130,944
減価償却超過額	3,087	796
退職給付引当金	106,517	95,500
役員退職慰労引当金	26,952	28,660
投資有価証券評価損	-	17,589
非上場株式評価損	28,430	28,430
未払事業税	49,129	42,964
その他有価証券評価差額金	117,552	-
その他	47,307	63,091
繰延税金資産小計	494,801	407,976
評価性引当額	76,506	
繰延税金資産合計	418,294	407,976
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	60,857
前払年金費用	168,021	146,220
その他	607	<u>-</u> _
繰延税金負債合計	168,628	207,078
繰延税金資産の純額	249,665	200,897
(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下	の項目に含まれております。	
流動資産 - 繰延税金資産	183,764千円	192,202千円
固定資産 - 長期繰延税金資産	65,901	8,695

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果	38.01%
(調整)	会計適用後の法人税等の	
役員給与永久に損金算入されない項目	負担率との間の差異が法	0.55
交際費等永久に損金算入されない項目	定実効税率の100分の5以	0.36
受取配当金等永久に益金に算入されない項	下であるため注記を省略	0.51
目	しております。	0.16
住民税均等割		3.18
評価性引当額の増減		0.09
その他		<u>35.48</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率		

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び 当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る)等

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金(千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
	_				(被所有)					
親会社	みずほ証	東京都	125,167,284	金融商	直接76.70	当社設定	債券等の現	1,006,734	短期貸	-
	券株式会	千代田		品取引	間接 7.87	の投資信	先取引		付金	
	社	区		業		託受益権				
						の募集	当社設定の	7,038,413	未払手	598,017
						・販売役	投資信託受		数料	
						員の兼任	益権の募			
							集・販売に			
							係る代行手			
							数料の支払			
							l1			

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金(千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	みずほ証 券株式会 社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.91	当社設定 の投資益権 の募集・ 販売役 の兼任	当社設定の 投資信託受 益権の募 集・販売に 係る代行手 数料の支払	6,343,293	未払手 数料	572,094

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等 前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金(千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ ポポティン さい ままれ かく さい かく さい かい	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	165,316	長期差 入保証 金	116,378
同 一 の 親 会 社 を持	日本証券テクノロジー株式	東京都中央区	228,000	情報サービス	なし	計算業務 の委託	計算委託料支払	74,884 16,824	その他未払金その他	7,593 1,472
つ会社	会社			業			サービンス料を対している。サービンスを対している。サービンスを対している。サービス料支払	18,000	未払金	3,150

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

	未十尺(<u> </u>	11X24 11 4/71	<u> </u>		/ 10 1 /				
種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金(千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	みずぽロパ ティマン ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	東京都中央区	4,110,000	不 動 産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	173,969	長期差 入保証 金	116,378
	1/11/2/11									
同一の親会社	日本証券	東京都中央区	228,000	情報サービ	なし	計算業務 の委託	計算委託料	91,562	その他未払金	8,536
を持	ジー株式			ス			ハウジング	16,824	その他	1,472
つ会社	会社			業			サービス料		未払金	
							支払			
							メールシス	36,000	その他	3,150
							テムサービ		未払金	
							ス料支払			

- (注) 1.上記(ア)~(イ)の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。
- (注)2.取引条件及び取引条件の決定方法等
 - (1)現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
 - (2)代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬 から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
 - (3)事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
 - (4)計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成23年4月 1日	(自 平成24年4月 1日
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	10,960円24銭	10,607円02銭
1株当たり当期純利益金額	732円20銭	854円62銭

(注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注)2.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成23年4月 1日	(自 平成24年4月 1日
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
当期純利益金額(千円)	1,334,432	1,553,255
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	1,334,432	1,553,255
期中平均株式数(千株)	1,822	1,817

(重要な後発事象)

該当事項はありません

2.中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位:千円)

当中間会計期間 (平成25年9月30日)

資産の部
流動資

流動資産	
現金及び預金	14,066,472
有価証券	3,396,540
貯蔵品	4,224
未収委託者報酬	2,254,580
未収運用受託報酬	116,216
繰延税金資産	213,024
その他	221,082
流動資産合計	20,272,141

有形固定資産	
建物(純額)	15,641
構築物(純額)	1,768
器具・備品(純額)	80,007
リース資産(純額)	510
有形固定資産合計	1 97,928
無形固定資産	
ソフトウェア	35,726
ソフトウェア仮勘定	4,725
その他	91
無形固定資産合計	40,542
投資その他の資産	
投資有価証券	2,781,291
長期繰延税金資産	68,931
前払年金費用	392,831
その他	136,017
投資その他の資産合計	3,379,072
固定資産合計	3,517,543
資産合計	23,789,684

(単位:千円)

	(丰位・113)
	当中間会計期間
	(平成25年9月30日)
負債の部	
流動負債	
リース債務	796
未払金	
未払収益分配金	311
未払償還金	14,162
未払手数料	1,136,139
その他未払金	120,254
未払金合計	1,270,867
未払法人税等	875,366
未払消費税等	2 140,804
賞与引当金	295,000
役員賞与引当金	27,300
その他	456,495
流動負債合計	3,066,630
固定負債	
長期リース債務	754
退職給付引当金	165,887
役員退職慰労引当金	18,708
執行役員退職慰労引当金	87,583
固定負債合計	272,933
負債合計	3,339,564
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	

資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	10,000,000
繰越利益剰余金	2,905,856
利益剰余金合計	13,266,350
自己株式	72,415
株主資本合計	20,479,934
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	29,813
評価・換算差額等合計	29,813
純資産合計	20,450,120
負債純資産合計	23,789,684

(2)中間損益計算書

(単位:千円)

		(十四:111)
		当中間会計期間
	(自	平成25年4月 1日
	至	平成25年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		14,085,010
運用受託報酬		140,209
営業収益合計		14,225,219
営業費用及び一般管理費		1 12,211,901
営業利益		2,013,318
営業外収益		
受取配当金		66,708
有価証券利息		3,744
受取利息		7,979
時効成立分配金・償還金		339
その他		9,142
営業外収益合計		87,915
営業外費用		
支払利息		35
時効成立後支払分配金・償還金		1,382
その他		1,261
営業外費用合計		2,679
経常利益		2,098,554
特別利益		
投資有価証券売却益		158,020
特別利益合計		158,020
特別損失		
固定資産除却損		5
投資有価証券売却損		42,388
特別損失合計		42,393
税引前中間純利益		2,214,180

法人税、住民税及び事業税	871,937
法人税等調整額	4,610
法人税等合計	867,327
中間純利益	1,346,853

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間期末残高

(3) 个时外工员个分交到时并自	
	(単位:千円)
	当中間会計期間
	(自 平成25年4月 1日
	至 平成25年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	4,524,300
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,761,700
当中間期変動額	, ,
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	360,493
当中間期変動額	200, 100
当中間期変動額合計	_
当中間期末残高	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	10,000,000
当中間期変動額	10,000,000
当中間期変動額合計	_
当中間期末残高	10,000,000
繰越利益剰余金	10,000,000
当期首残高	1,559,003
当中間期変動額	1,000,000
剰余金の配当	_
中間純利益	1,346,853
当中間期変動額合計	1,346,853
当中間期末残高	2,905,856
利益剰余金合計	2,303,030
当期首残高	11,919,497
当中間期変動額	11,919,497
ヨ中间朔友勤領 剰余金の配当	
中間純利益	1,346,853
当中間期変動額合計	1,346,853
当中间别支到银口司	1,340,033

13,266,350

(単位:千円)

		(単位:千円)_
		当中間会計期間
	(自	平成25年4月 1日
	至	平成25年9月30日)
 自己株式		
当期首残高		72,415
当中間期変動額		
自己株式の取得		<u>-</u>
当中間期変動額合計		
当中間期末残高		72,415
株主資本合計		
当期首残高		19,133,081
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
中間純利益		1,346,853
自己株式の取得		-
当中間期変動額合計		1,346,853
当中間期末残高		20,479,934
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高		106,625
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間		136,439
期変動額(純額)		
当中間期変動額合計		136,439
当中間期末残高		29,813
純資産合計		
当期首残高		19,239,706
当中間期变動額		
剰余金の配当		-
中間純利益		1,346,853
自己株式の取得		-
株主資本以外の項目の当中間期		136,439
変動額(純額)		
当中間期変動額合計		1,210,413
当中間期末残高		20,450,120

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却

原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物8~18年構築物20年器具備品2~20年

(2)無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3 . 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末日において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額 法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による 定額法により翌期から費用処理することとしております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

4 . 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として 処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1.資産の金額から直接控除している減価償却累計額(減損損失累計額を含む)の額

当中間会計期間 (平成25年9月30日)

有形固定資産の減価償却累計額

504,543千円

2.消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1.減価償却実施額は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

 有形固定資産
 21,972千円

 無形固定資産
 5,676千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	9,386	-	-	9,386

3.配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間(平成25年9月30日)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1.リース資産の内容

有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他(器具備品)であります。

2. リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2.固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません((注)2.参照)。

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 現金及び預金	14,066,472	14,066,472	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,901,679	5,901,679	-
(3) 未収委託者報酬	2,254,580	2,254,580	-

(注)1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額 によっております。

(注)2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成25年9月30日)

1. 関連会社株式

関連会社株式(中間貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて 困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表	取得原価	差額
	/生犬! 	計上額(千円)	(千円)	(千円)
	(1)株式	-	-	-
中間貸借対照表計上額	(2)債券			
が取得原価を超えるも	国債・地方債等	-	-	-
0	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,490,890	1,343,749	147,141
	小計	1,490,890	1,343,749	147,141
	(1)株式	-	-	-
中間貸借対照表計上額	(2)債券			
が取得原価を超えない	国債・地方債等	-	-	-
もの	社債	-	-	-

^{「(2)} 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	その他	-	-	-
	(3)その他	4,410,788	4,603,333	192,544
	小計	4,410,788	4,603,333	192,544
合計		5,901,679	5,947,083	45,403

(注)非上場株式(中間貸借対照表計上額199,051千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

該当事項はありません。

関連情報

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1.製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者 の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の 情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

百日	当中間会計期間
項目	(平成25年9月30日)
(1)1株当たり純資産額	11,274円34銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	20,450,120

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	1315 153 154 155
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	20,450,120
普通株式の発行済株式数(株)	1,823,250
普通株式の自己株式数(株)	9,386
1株当たり純資産の算定に用いられた	1 012 064
中間期末の普通株式の数(株)	1,813,864

	当中間会計期間
項目	(自平成25年4月1日
	至平成25年9月30日)
(2)1株当たり中間純利益金額	742円53銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	1,346,853
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	1,346,853
普通株式の期中平均株式数(株)	1,813,864

⁽注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成25年12月19日開催の臨時株主総会において、将来の事業展開や市況変動に備えるために適正な内部留保を維持しつつ、利益配分については株主の皆様へ安定的かつ可能な範囲で高水準の配当を実施していくことを基本的な考え方としており、次のとおり剰余金の処分を行うことを決議いたしました。

1.剰余金の処分に関する事項

(1)減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,100,000千円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,100,000千円

2. 株主配当に関する事項

株式の種類普通株式配当金の総額2,539,409千円1株当たり配当額1,400円基準日平成25年11月15日効力発生日平成25年12月20日

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に 掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

- (4)委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a . 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

なお、「委託会社等の経理状況 中間財務諸表」の注記事項(重要な後発事象)に記載されているとおり、平成25年12月19日付の臨時株主総会で期中配当を行うことを決議しました。

第2【その他の関係法人の概況】

- 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - (1) 三井住友信託銀行株式会社(「受託者」)
 - a . 資本金の額

平成25年12月末現在、342,037百万円

b . 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律(兼営法) に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

(平成25年12月末現在)

名称	資本金の額 (単位:百万円)	事業の内容
労働金庫連合会	120,000	労働金庫法に基づき設立された労働 金庫の系統中央金融機関です。

労働金庫連合会の資本金の額は、出資金の総額を記載しております。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1)委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2)投資信託財産の計算

EDINET提出書類 新光投信株式会社(E12432) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (3) その他上記業務に付随する一切の業務 「販売会社」は以下の業務を行います。
- (1)募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株 比率が1.0%以上のものはありません。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

業務の概要: 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営

に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部(投資信託財産の管理)を原信

託受託者から再信託受託者(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者

へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙などに委託会社の名称、ロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、ファンドの形態などを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
 - ・交付目論見書または請求目論見書である旨
 - ・金融商品取引法上の目論見書である旨
 - 委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・詳細情報の入手方法

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など 請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されて いる旨

- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合に

EDINET提出書類 新光投信株式会社(E12432) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

はその旨の記録をしておくべきである旨

- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2)目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (3)目論見書は電子媒体などとして使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4) 本書の記載内容について、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5)目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。
- (6)請求目論見書にファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成25年12月24日

新 光 投 信 株 式 会 社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 \blacksquare 中 俊 之

業務執行社員 指定有限責任社員

業務執行社員

伊 藤 保 公認会計士 志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、 「ファンドの経理状況」に掲げられている日本債券ファンドの平成24年11月13日から平成2 5年11月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注 記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸 表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務 諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含 まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する 意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどう かについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求 めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施され る。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリス クの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見 表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な 監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、 監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評 価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠して、日本債券ファンドの平成25年11月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって 終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定 により記載すべき利害関係はない。

上

-) 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社 が別途保管しております。 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

EDINET提出書類 新光投信株式会社(E12432) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月19日

新 光 投 信 株 式 会 社 取締役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計十 田中俊之

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 伊藤志保

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の 経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第53 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びそ の他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適 正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示す るために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明 することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っ た。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るため に、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続 は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択 及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当 監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と 適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並 びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し て、新光投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績 をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

上

^{) 1.}上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本 は当社が別途保管しております。

^{2.}財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月27日

新 光 投 信 株 式 会 社 取締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中俊 \blacksquare **シ**

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 伊 藤 志

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の 経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第54 期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すな わち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記につ いて中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務 諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財 務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含ま れる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意 見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠 して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な 情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、 中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監 査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤 謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必 要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明す るためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立 案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査に は、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務 諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監查意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基 準に準拠して、新光投信株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計 期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているも のと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年12月19日開催の臨時株主総会において、別途 積立金の減少及び剰余金の処分を決議し、平成25年12月20日にその効力が発生した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-) 1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その 原本は当社が別途保管しております。
 - 2 . 中間財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。